

平成28年第1回東大和市議会定例会会議録第4号

平成28年3月1日（火曜日）

出席議員（21名）

1番	森田真一君	2番	尾崎利一君
3番	上林真佐恵君	4番	実川圭子君
5番	二宮由子君	6番	大后治雄君
8番	関田貢君	9番	中村庄一郎君
10番	根岸聡彦君	11番	押本修君
12番	蜂須賀千雅君	13番	関田正民君
14番	関野杜成君	15番	和地仁美君
16番	佐竹康彦君	17番	荒幡伸一君
18番	中間建二君	19番	東口正美君
20番	木戸岡秀彦君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

欠席議員（なし）

議会事務局職員（3名）

事務局長 関田新一君  
主任 櫻井直子君

議事係長 尾崎潔君

出席説明員（26名）

市長 尾崎保夫君  
教育長 真如昌美君  
企画財政部参事 田代雄己君  
子ども生活部長 榎本豊君  
環境部長 田口茂夫君  
学校教育部長 阿部晴彦君  
社会教育部長 小俣学君  
職員課長 原島真二君  
福祉推進課長 尾又齐夫君  
みのり福祉園長 石川伸治君

副市長 小島昇公君  
企画財政部長 並木俊則君  
総務部長 北田和雄君  
福祉部長 吉沢寿子君  
都市建設部長 内藤峰雄君  
学校教育部参事 岡田博史君  
行政管理課長 五十嵐孝雄君  
総務部副参事 廣瀬裕君  
障害福祉課長 小川則之君  
健康課長 志村明子君

土木課長 寺島 由紀夫 君  
学校教育課長 岩本 尚史 君  
社会教育課長 村上 敏彰 君

建築課長 中橋 健 君  
学校教育部事務局長 小坂橋 悦子 君  
選挙管理委員会 塚原 健彦 君

## 議事日程

第 1 一般質問

## 本日の会議に付した事件

議事日程第1

午前 9時30分 開議

○議長（関田正民君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

日程第1 一般質問

○議長（関田正民君） 日程第1 一般質問を行います。

---

◇ 大 后 治 雄 君

○議長（関田正民君） 通告順に従い、6番、大后治雄議員を指名いたします。

〔6番 大后治雄君 登壇〕

○6番（大后治雄君） おはようございます。ただいま議長より御指名を受けました議席番号6番、興市会、大后治雄でございます。通告に従いまして、一般質問を始めさせていただきます。

1、まちづくりについてのうち、まず①共同溝についてであります。

アとして、技術的な把握は。

次に、イとして、当市の状況と考え方は。

次に、ウとして、他自治体の事例は。

そして、エとして、実現可能性につきまして伺います。

次に、②電線類地中化についてであります。

アとして、技術的な把握は。

次に、イとして、当市の状況と考え方は。

次に、ウとして、他自治体の事例は。

そして、エとして、実現可能性につきまして伺います。

次に、③街路灯及び交通信号のハイブリッド化についてであります。

アとして、技術的な把握は。

次に、イとして、当市の状況と考え方は。

次に、ウとして、他自治体の事例は。

そして、エとして、実現可能性につきまして伺います。

以上、この場におきましての質問を終了させていただきますが、再質問につきましては御答弁を踏まえまして、自席にて行わせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

〔6番 大后治雄君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

初めに、共同溝の技術的なことについてであります。共同溝は道路の地下に電気、電話、ガス、上下水道などのライフラインを収容する施設で、ライフラインの収容機能のほか維持管理作業を行うための空間や換気施設、照明設備などを備えたものであります。共同溝の整備によりまして、道路の掘り返し工事の防止、ライフラインの安定供給の確保、工事渋滞の軽減、地震等の災害に強い都市づくりなどが図られるものと認識しております。

次に、当市の状況についてであります。地下に大規模な施設を設置するものであるため、幅員の狭い当市

内の道路における整備につきましては困難と考えております。しかし、駅前広場や緊急輸送道路などの主要な幹線道路におきましては、都市防災機能の強化、景観形成に向けた取り組みとして有効なものと認識しております。

次に、他の自治体の状況についてであります。国道や都内の都道、区道におきましては、主要な幹線道路の車道の地下に幹線としての共同溝を設置しておりますが、多摩地区各市につきましては整備の実例はないと把握しております。

次に、共同溝の実現可能性についてであります。電気、電話、ガス、上下水道などの占有物件を収容する共同溝は、大規模な施設となりますことから、当市の道路事情での設置につきましては困難と考えております。

次に、電線類地中化の技術なことについてであります。電線類地中化は電気、電話などの電線類のみを地中化し、道路上の無電柱化を行うもので、電線共同溝の設置等により整備が図られているものであります。

次に、当市の状況についてであります。市内では都道の一部で電線類の地中化が実施されております。市道につきましては、開発事業により地中化を実施した地区がありますが、その他の路線では電線類の地中化までは至っておりません。地中化以外の手法といたしまして、一部の路線におきまして電力等の供給環境が整った場所において無電柱化を図っております。電線類の地中化によりまして、防災機能や景観の向上が図られるため、地中化への収容が可能となる路線について検討する必要があると考えております。

次に、他自治体の状況についてであります。多摩地区におきましては都市計画道路や緊急輸送道路に指定されている道路、土地区画整理事業などにおいて電線類地中化によります道路整備を実施している自治体があることを把握しております。

次に、電線類地中化の実現可能性についてであります。都市計画道路等の幅員の道路であれば、地下に専用位置を確保することが可能となると考えております。

次に、街路灯及び交通信号のハイブリッド化の技術なことについてであります。災害等により停電が生じたときにおいても、電力の供給に頼ることなく、点灯を確保するため蓄電や発電機能を有した装置により、正常に作動する機能を備えたものであります。正常に作動することにより、通行者の安全確保と交通の混乱等を回避できるものと認識しております。

次に、当市の状況についてであります。現在、停電時に自動点灯するシステムは街路灯については採用していませんが、交通信号機につきましては、市内の要所に発電機等を使用して復旧するシステムを備えていることを確認しております。東日本大震災のような災害時に、停電時でも必要な明かりを確保し、市民の方々や道路利用者の方が、安全かつ安心して通行できるような対策が必要であると認識しております。

次に、他自治体の状況についてであります。街路灯につきましては太陽光発電等の製品の導入や、既存の街路灯に充電器を設置するなどの改良を加えて、災害時に備えている自治体があることを把握しております。交通信号機につきましては、警視庁管内の主要な交差点において、自動復旧するシステムを装備していることを確認しております。

次に、ハイブリッド化の実現可能性についてであります。街路灯につきましては、主要な交差点に停電時でも点灯するシステムの設置が可能かどうか、今後検討してまいりたいと考えております。交通信号機につきましては、既に当市を含め都内各所で実施されているとのことであります。

以上です。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○6番（大后治雄君） どうもありがとうございます。

それでは、順次再質問をさせていただきたいと思います。

まず、共同溝についてで、アの技術的な把握はというところなんですけれども、まず十数年前に一般質問で、この共同溝について伺ったことがあるんですけども、そもそも十数年前のことですんで、改めていろいろと伺っていきたいと思っています。

まずは、その共同溝の定義と意味を伺いたいと思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 共同溝の定義と意味についてでございますが、定義についてでございますが、共同溝は電気、電話、水道、ガスなどのライフラインを収容するため、道路管理者が道路の地下に設ける施設をいいます。また、主に変電所間、電話局間、浄水場間等を結ぶ主要な幹線を収容する施設であるということでございます。

意味としましては、3つほどございます。

まず1点目が、道路の掘り返し工事を防止し、円滑な道路交通を確保できるということでございます。共同溝の整備によりまして、電気、電話、ガス、上下水道など、ライフラインの掘り返し工事がなくなり、工事による交通渋滞や騒音の発生を軽減でき、円滑な道路交通の確保が図れるというものでございます。

2点目が、都市防災機能の向上として、災害に強いまちづくりが図れるということでございます。各占用物件が堅固なコンクリートボックスに収容されておりまして、地震の影響も最小限に食い止められるとともに、管やケーブルが傷みにくく、ライフラインの収容状況が一目で識別できるほか、水漏れやガス漏れを自動的に通報する装置なども設置されておりまして、ライフラインの安定供給が図られるとともに、維持管理を安全、確実にを行うことができるというものでございます。

3点目でございますが、都市景観の向上と道路空間の有効利用が図れるということでございます。共同溝の整備によりまして、ライフラインを整理、統合して収容できることで、電柱をなくし、歩道を美しく保つことができるとともに、地下空間をさらに有効に利用できるというものでございます。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） どうもありがとうございます。

定義のところでは申し上げれば、我が国の法令ですけれども、共同溝の整備等に関する特別措置法2条5項というのがありまして、そちらでは共同溝というのは、2以上の公益業者の公益物件を収容するため、道路管理者が道路の地下に設ける施設というふうに定義をしているようであります。平たく申し上げれば、電気、水道、ガス、通信などのライフラインをまとめて、道路などの地下に埋設するための設備といったところでしょうか。こういったような内容で、共同溝というのがつくられているというようなことを、私自身は把握、理解をしているんですけども、いろいろと意味のところ、メリット、デメリット的なところも伺いましたが、その前に共同溝の種類ですね、どういった種類があるのかというところを、まず押さえておきたいと思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 共同溝の種類でございますが、大きく分けまして2つございます。幹線共同溝と供給管共同溝でございます。

幹線共同溝につきましては、直接沿道地域のサービスを目的としない幹線ケーブルや幹線管路を収容するものでございまして、主に車道の地下に設置されるものでございます。人が中に入って維持管理できる構造となつてございまして、内径が4メートルものなどがございます。一般的には、共同溝といいますと、これを指します。

もう一つ、供給管共同溝でございますが、こちらにつきましては沿道地域へ直接サービスするケーブル、また管路を収容する施設でございまして、沿道の事業状況に対しまして、その都度、道路を掘り返すことなく、直接共同溝から各建物にライフラインを供給するというものでございます。歩道部に設けられるのが通常でございまして、内径でおおよそ2.5メートル程度のものがございます。

今、東京都区内で幹線道路、約1,100キロのうちでございますね、平成25年度末でございますが、135キロ整備完了しており、そのうち国が管理する国道が120キロ完了しているような状況でございます。こちらは幹線共同溝となっております。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） どうもありがとうございます。

平たく言えば、大きいものと小さいものと、片や車道に入れるもの、片や歩道に入れるものといったようなところだと思いますが、そこで共同溝、かなりどちらを含めても大きなものではありませんので、いろいろさまざまな共同溝をつくった場合の享受できるメリットや、それと裏腹にデメリット等も結構多いかなというふうに思うんですけども、市で把握している共同溝のメリットとデメリットについて、詳細に教えていただければと思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 共同溝のメリットとデメリットでございますが、先ほど定義と意味のところの意味の部分で、メリット的な部分は申し上げましたが、再度、メリットということでは申し上げますと、全部で5点ほど大まかにございます。

まず1点目が、道路の掘り返し工事を防止し、円滑な道路交通を確保できるということでございます。2点目が、都市防災機能の向上として、災害に強いまちづくりが図れるというものでございます。3点目が、都市景観の向上と道路空間の有効利用が図れるということでございます。4点目が、ネットワークの安全性が向上するという事です。5点目が、ベビーカーや車椅子が通りやすくなり、バリアフリー化が図れるというものでございます。

以上がメリットですが、一方でデメリットも何点かございます。

まず1点目が、道路管理者、占用業者ともに初期建設費用が膨大になるというものでございます。また、共同溝ということで工事の整備期間がかなり長くなるというものでございます。また、共同溝ですので、めったに破損することはないんですが、大きい地震などで共同溝が万が一破損した場合、掘り返し工事が必要となりまして、復旧がおくれるということがございます。最後になります、狭い道路が東京でも多くございますので、なかなか整備が進まないというようなことがございます。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） どうもありがとうございます。

素人目に見て、メリットを考えたときには、確かに災害に強いとか、それから見た目がきれいだとか、それからあとはバリアフリーだとかというところのメリットがあると思います。デメリットって考えたときに、確かに余り考えてなかったんですけど、災害時に強い反面、破損した場合に掘り返しがえらいことになるというようなことなんだろうというふうに思います。なので余り基礎自治体では採用していないというようなところになってくるのかなというふうにも思うんですけども、そこで次に当市の状況と考え方はというところに移ってまいります、一般的ではないというふうに申し上げておきながら何なんですけども、当市における共同溝について試算をされたことはありますでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 共同溝の規模がかなり大きいということもございまして、東大和市の道路を想定した共同溝の試算は実施してございません。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） そうだと思います。

東大和市の状況はないということですが、次にじゃウの他自治体の事例はというところに移りますが、他自治体の事例の詳細をもうちょっと教えていただければと思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 多摩地区の各自治体におきましては、設置のほうをやっているというようなことは、こちらのほうで調べた限りではございませんが、国や東京都では設置しているような事例がございます。

まず、国道でございますが、国道につきましては国道1号線や国道20号線、その他、国道4号、国道17号等、あらゆるところで実施しているような状況でございます。国道1号につきましては、日比谷共同溝というのがございまして、これは内径7.3メートルの大きいものでございます。国道20号の甲州街道につきましては、現在施行しているところでございますが、世田谷の上北沢給田共同溝というのがございまして、これは車道の地下にシールド工事で、内径3.6メートルのものを整備して大規模なものでございます。

一方、都道でございます。都道につきましては、臨海副都心に全長16キロに及びます高規格な幹線共同溝がございます。こちらにつきましては、電気、電話、ガス、それから上下水道のほか、通信用光ファイバーなどが収容されてございまして、そのほかにもごみ収集管も入ってございます。これは遠隔操作により、清掃工場に圧送する仕組みになってございまして、このごみを燃やしたものを、さらに清掃工場でのエネルギーを利用してカンキと冷気を共同溝を通して、またビルなどの冷暖房に利用しているというものがございます。

一方で、都道の中で、多摩地区でございますが、立川共同溝というものがございます。こちらにつきましては、立川の北口駅前から泉体育館までの延長2.5キロメートルほどでございますが、これは幹線共同溝でございまして、電気、電話、通信ケーブル、上水道が入っております。こちらのほうにつきましては、電気、電話、通信ケーブル、上水道が入ってございまして、下水道管は入ってございません。大きさにつきましては、内径が縦が2.55メートル、横が2.6メートルで、人間が入れるような仕組みになってございます。平成15年度に竣工しております。

もう一つ、区道で江東湾岸エリアで大型の幹線共同溝の整備を進めておりますが、これは区ではなく東京都が施行を行っているというような状況でございます。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） どうもありがとうございます。

区道でもあるということですが、区道の中でも、それは都が施行しているというようなところで、基礎自治体ではなかなか施行は難しいということなんですが、その中でも難しいかな、当市で取り入れられそうだなとうっかり思ったようなものはありませんか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 今、土木課長のほうから、いろいろと事例等、紹介させていただいておりますけれども、やはりライフラインとして幹線となるような規模のものにつきましては、やはり収容する断面を確保することが非常に難しいということがございます。また既に公共下水道であったり、水道の上水ですね、送水管といった規模の大きなものといったものは、単独で配管されてるというようなこともございますので、そういったところに占有予定者と協議を調べて、いろいろ考えていくといったようなことが非常に難しいような部分もございますので、取り入れられるような状況にはないというふうに認識しております。

以上でございます。

○6番(大后治雄君) なかなか実現するのは難しいというようなところは、私も素人ながら思うんですけども、仮に実現をしていこうとしたときに、市で考えてるような課題というか、こうあったら実現が可能であるというようなところを、ちょっと教えていただければと思うんですけど。

○都市建設部長(内藤峰雄君) 大規模なものということになりますと、相当、今申し上げたように厳しい部分がございます。道路幅員が足りてないというようなところが一つの課題であるのと、先ほども申し上げましたけれども、既に単独でいろいろな事業者が設備をしてしまっているということがございますので、共同溝として公益事業の事業者、全ての方たちに入っていただくとする共同溝は非常に困難と思いますが、ただ景観等のことを考えた場合に、電線類をまとめていくといったようなこと、またガスや水道といった小規模の管路といったようなものをまとめるといったようなものについては、可能性があるというふうに考えております。そういうものは、研究する必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

○6番(大后治雄君) どうもありがとうございます。

大変難しいということはよくわかりました。とにかく、道路の幅員が全く足りないというところで、いわゆるステレオタイプの共同溝、一般的な共同溝というものに関しては、東大和はなじまないというか、難しいというところはよくわかりました。

だんだんだんだん、ちょっと私の一般質問の内容的には、これから実現可能性が若干できるような内容に移っていくわけなんですけど、その次の②の電線類地中化にいくわけなんです。

まずアの技術的な把握はというところで、共同溝と一緒になんですけども、その電線類地中化の定義と意味ですね、こちらもまず伺っておきたいと思います。

○土木課長(寺島由紀夫君) 電線類の地中化でございますが、電線類という言葉のとおり、電力線や通信線等の電線類のみを地中に埋設することでございます。電線類地中化は、道路上から電柱をなくすことが目的でございます。無電柱化の推進を図っていくための手法の一つであると捉えてございます。

意味でございますが、4点ほどございます。

電気、電話などの電線類は、電柱上に架線されることが多いような状況でございますが、地中化することでまちの美観向上を図るとともに、共同溝に各占用物件を入れることで、道路を掘り返さずにメンテナンスができるようになるということでございます。

2点目としまして、災害時に電柱の倒壊による道路閉塞を防ぐとともに、電線類の被災を軽減し、電気や電話などのライフラインの安定供給を確保することができるということでございます。

4点目としまして、歩道内の電柱をなくして、歩行者はもちろんベビーカーや車椅子も移動しやすい歩行空間の確保が図れるということでございます。

もう一つ、視線を遮る電柱や電線をなくし、都市景観の向上が図れるということでございます。

以上でございます。

○6番(大后治雄君) どうもありがとうございます。

電線類地中化の主要なものとして、電柱を地中化するというようなところだろうというふうに思います。先ほどの共同溝と同じなんで、先にメリット、デメリット的なものも、メリットのようなものも伺ってしまったんですけども、道路閉塞を防ぐというようなところが、ちょっと頭に残ったというか、10年ぐらい前ですかね、



市長がまだ議員でいらっしやったときに、一緒に四国に視察に行ったんですが、その際に行きは飛行機で行って、途中でレンタカーを借りて梶原という町に行ったんですね。そこで風力発電を見に行こうとしたときに、そのときまた台風が来まして、飛行機が急遽、飛ばなくなってしまったという話で、帰れなくなっちゃったんですね。どうやって帰ろうかといったとき、レンタカーを借りていたもんですから、市長を含め私も5人いましたが、そのときにレンタカーでそのまま東京まで帰ろうということになりまして、梶原から、梶原って四国の高知県の山の中なんですけども、山をおりていこうとしたときに、台風で電柱が倒れてたりして非常に危ない思いをしました。それをよけながら帰ってきたということで、ちょっと余談ですが、道路閉塞というのは確実にあるなど。身をもって体験している中では、そういったところは防げるというようなことがあれば、とてもメリットとしては大きいのかなというふうに体験した人間として思うんですが。

ちょっと余談であったんですが、あと電線類地中化についてなんですけど、先ほど共同溝のところでも伺った内容に近いんですけど、どういった種類のものがあるのかというところを伺いたいと思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 電線類地中化の種類でございますが、現在、電線類地中化の主たる方法としましては、電線共同溝というものがございます。電線共同溝につきましては、電気、電話などの電線類のみを収容する小型のものでございまして、沿道の各戸へは地下から電力線や通信線を引き込む仕組みのものとなっております。こちらにつきましては、道路管理者が道路の附属物として管理するものでございます。東京都では、現在、東京都無電柱化推進計画を推進してございまして、その中でもうたってございまして、幅員が2.5メートル以上の歩道幅員を有する道路で採用しているというところでございます。費用負担につきましては、電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づき実施することになってございます。

そのほかに、自治体管路方式というものがございます。こちらにつきましては、構造は電線共同溝とほぼ同じでございますが、道路管理者である自治体が占用物件として管路を敷設し、地中化する方式でございます。この方式でございますが、現在は電線共同溝での整備を標準としていることもございまして、ほとんど採用はしていない状況でございます。

もう一つ、キャブ方式というものがございます。こちらにつきましては、道路管理者である自治体が道路本体としてふたかけ式のU字溝の構造物を建設し、電線類を地中化する方式でございます。こちらにつきましては、広い幅員の歩道が必要でございますとともに、コストが高いため、現在はほとんど採用されていない状況でございます。

その他、電線類の地中化としまして、単独地中化方式というものがございます。こちらにつきましては、電線管理者等がみずからの費用で地中化を行う手法でございます。管路等は、電線管理者が道路管理者、道路占用物件として管理するようなもので、過去につきましては主流の方式でございましたが、現在は実施されている例は少ないような状況です。

もう一つ、要請者負担方式というものがございまして、こちらにつきましては開発事業などで、原則として開発事業の要請者がみずからの費用で整備する方式、このような形で5点ほど種類がございます。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） どうもありがとうございます。

5点、伺いました。

私が調べた中で、これらのほかに、厳密には地中化ではないんですが、ソフト地中化的なものがございまして、道路上にある電線類を地中化するという点では電線類地中化と同じなんですけども、電線類地中化に必要な

となる地上の機器ですね、変圧器やペDESTALボックスというんですかね、こういったものの設置場所が確保できないとの理由によって、電柱が撤去できない場合に用いられる手法があって、電線は地中化するんですけども、電柱は残るという中途半端なものもあると。電柱地中化が主の電線類地中化に、電柱が残っちゃ話にならないというふうに思うんですけども、電柱がとにかく残るのでは地中化の意味が薄いように見えるんですけども、耐震性の向上などは効果があるというようなことらしいです。

また、架線がなくて照明のついた電柱というのは、半ば街灯みたいになってしまうんですけども、電柱を街灯にカモフラージュさせるという手法もあるというふうに聞いています。

また、単に無電柱化させる手法として、詳細な説明は省くんですが、裏配線とか軒下配線といったようなものもあるというようにもあられるようです。大和では、こういったものはなさそうですが。

先ほど電線類地中化の意味の中で、メリット等も若干伺ったんですが、改めて電線類地中化のメリットとデメリットの詳細を伺いたいと思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 電線類の地中化のメリット、デメリットでございますが、メリットにつきましては、先ほどの意味のところでの答弁とちょっとダブリますが、まず1点目が、災害等で電柱が倒れたり電線類が垂れ下がったりする危険がなくなり、地中化での被害も軽減することから、都市防災機能の向上として災害に強いまちづくりが図れるということでございます。2点目が、同様の理由からネットワークの安全性が向上するというものでございます。3点目としまして、電線や電柱がなくなり、都市計画の向上が図れるというものでございます。その他、ベビーカーや車椅子が通りやすくなり、バリアフリー化が図れるということもございます。もう一つ、ちょっと別な観点からでございますが、歴史的、伝統的な町並みがよみがえることで、地域の経済が活性化されるということがございます。こちらにつきましては、川越市の川越一番街などで蔵づくりの町並みをよみがえらせ、年間150万人だった観光客数が400万人に増加したという例もございます。

デメリットとしましても、メリットの一方、かなりデメリットもございます。1点目としまして、道路管理者、占用業者ともに初期建設費用が膨大になるものということで、こちらは先ほどの共同溝と同じ形になります。2点目が、工事の整備期間が長くなるということ。それから、地震などで地中化の物件が破損した場合、掘り返し工事が必要となり、復旧がおくれるということもございます。また、市道は比較的幅員が狭い路線が多くございますので、電線共同溝や地上機器の設置場所が確保できないこともございまして、可能な路線が限定されてしまうということもございます。歩道の場合は、幅員の狭い歩道では設置が困難となります。また、破損や断線したときに場所の特定がしにくくなるということもございます。また、地中にはガス管や上下水道管が入っていることもございまして、電線類を地中化する場合、宅内への引き込み管など各埋設物がふくそうするため、占用企業者間の調整が複雑になり、慎重を要することもございます。また、電柱に設置されてございます交通標識や表示板なども別な方法で設置する必要があるということなどが考えられます。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） 伺っていきますと、メリットよりデメリットのほうが多そうな感じになるんですけども、確かに余り考えたことがなかったんですが、いろんな架線を宅内に引き込む際に、確かに地中に埋まっているのと電柱のところにはぶら下がっているのでは、引き込みのしやすさが全く違うなといったところは確かにありますよね。引き込む際にでも、またそこを掘らなきゃいけないとか、そういったようなことなんだろうと思います。あとそうですね、メリットのところでは伝統的な町並みがというふうにおっしゃいましたけども、大和で伝統的な町並みで電柱があろうがなかろうかという感じはするので、余りそこは東大和には関係なさそ

うな感じがするんですけども、それなりにメリットがある反面、かなりデメリットも多いというようなところで受け取らせていただきます。

次のイの当市の状況と考え方というところに移ってまいります、当市の状況の詳細を改めて伺わせてください。

○土木課長（寺島由紀夫君） 当市の電線類地中化の状況でございますが、まず市内の都道でございますが、青梅街道の東大和市駅前交差点の前後で電線類地中化を実施してございます。また、芋窪街道3・3・30号線の青梅街道から新青梅街道までの区間と桜街道から玉川上水付近までの区間で電線類の地中化を実施してございます。

次に、市道につきましてでございますが、桜が丘2丁目のイトーヨーカドーの南側の一角ですね。こちら開発事業でやった道路でございますが、平成15年にやったものでございますが、電線類の地中化を実施してございます。こちらにつきましては、道路幅員6.5メートルと6メートルの道路でございます。その中に、電気、電話、ガス、上下水道、ケーブルテレビを単独地中化方式、また要請者負担方式で地中化を実施しているような状況でございます。

地中化については以上でございますが、地中化以外の手法としまして無電柱化ということで考えますと、市道5号線のハミングロードですね、中央通りの南側付近から南街4丁目の交差点の区間まででございますが、向原団地で電線が必要なかった箇所、また一般住宅は脇道からの配線に対応したこともございまして、一部を除いて無電柱化を実施してございます。この方式を、一般的には裏配線方式と言います。

また、そのほかにもハミングホールから東へ延びる市道第994号線とありますが、向原中央広場の南側の道路になります。こちらにつきましては、向原団地内を通過する道路でございますが、その路線内におきまして電力等の供給が必要なかったことから、無電柱が図れたものでございます。そんなような道路でございますが、電話線の通信ケーブルが車道の地下に埋設されているような状況でもございます。

もう一つ、第三小学校の北側の道路でございますが、こちらは学校と東京街道団地に挟まれた路線で、こちらにつきましても電力等の供給が必要なかったため、ほんの一部ではございますが、無電柱化が図れてございます。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） ありがとうございます。

電力供給が必要がないから、電線そのものが要らないので、電柱が要らないというようなことなんだろうと思うんですが、裏返すと電力供給が改めて必要になったら電柱を立ててしまうというようなことになってくるんでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 現在のところ、このような区間につきましては、電線がないような状況ですが、新たにそのような電力等の供給が発生した場合には、なるべく電柱を立てないような努力はしますが、どうしてもそうならなければならないような状況も発生してくるかと思います。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） ありがとうございます。

では、改めまして市施行による電線類地中化についての試算をされたことはあるでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 電線類地中化につきましては、さまざまなケースがございまして、試算までは行っていないような状況でございます。ただ、一般的に言われてることでございますが、電線共同溝を例に取り

上げますと、電線共同溝につきましては1メートル当たり50万円程度かかると言われてございます。この中には、道路管理者が30万円程度、また占用企業者が20万円程度かかるということで、電柱設置費用のおおよそ20倍ということで一般的には言われてございます。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） ありがとうございます。

結構な金額がとられるというようなところではありますが、次のウの他自治体の事例というところに移ります。他自治体の事例の詳細を教えてください。

○土木課長（寺島由紀夫君） この電線類地中化でございますが、多摩地区各市で多くの市が実施してございまして、以前は占用企業者による単独で実施した地中化でございましたが、現在では電線共同溝が主流となっております。なお、市道のほかに都道につきましては、緊急輸送道路の施行が多いような状況でございます。市道につきましてですが、都市計画道路の街路事業や土地区画整理事業、また駅前再開発事業などで実施しているケースがほとんどでございます。例を挙げますと、立川市でございますが、立川市につきましては立川駅南口の駅前再開発事業で電線共同溝の設置を行っているような状況でございます。道路の拡幅がほとんどのため、既設の占用物件の移設に大変苦労したということで話を聞いてございます。

昭島市についてでございますが、昭島市につきましては拝島駅の南口の駅前再開発事業におきまして、新設の都市計画道路、これ幅員16メートルから19メートルということですが、そこの歩道や駅前の一方通行、9メートルの道路でございますが、その歩道に電線共同溝の設置と歩道の整備を行っているような状況でございます。こちらは新設道路でございまして、支障物件が少なく、整備自体はスムーズに実施できているとのことでございます。

その他、多くの市が実施してございますが、稲城市は土地区画整理事業、また小金井市などは同じく土地区画整理事業、また国分寺市などでは都市計画道路の街路事業で、全て電線共同溝で実施しているような状況が見受けられます。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） どうもありがとうございます。

私も幾つか調べてはきたんですが、例えば埼玉の川越とか、三重県の伊勢市、それから兵庫県の芦屋市の六麓荘町ですね。それから、奈良県奈良市等あるんですけども、今課長からおっしゃっていただいたような、実質的に、また恐らく防災対策的な内容のところとは違って、景観重視のところと比較的、ネットで検索するとひっかかってくるので、恐らく地域の実情というか、そういったのはいろいろあろうと思うんですけども、私が考えるに電線類の地中化は、およそ景観を重視する、美観を損ねないように電線類、電柱をなくすとかいうようなことになってくるんだろうというふうに思います。

今伺わせていただいた立川市や昭島等の例の中で、当市で取り入れられそうなものというのはありますでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 他市の例を参考にしますと、技術的に最も施行しやすいのは新設道路だということで認識してございます。電線共の設置、あるいは単独地中化方式の設置ができるのではないかと考えてございます。ただ、費用の問題等もございまして、占用企業者との協議、協力が伴うものなので、実施につきましてはそういうことがちょっと課題になってくるのかなというところでございます。

もう一点、都市計画道路事業や土地区画整理事業などでもできる可能性はあると考えてございますが、この

ような事業につきましては、どのような路線で採用するかということもございます。防災面や景観の向上を図るべき路線とするかなど、電線類の地中化を行うべき路線であるかの検討が必要になるのかなというところで考えてございます。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） どうもありがとうございます。

大きく言えば、市の町並み、ランドデザインをどうしていくかというようなところに、恐らくなってくると思うんですね。ごくごく、東大和でも一部が無電柱化、それから電線類地中化がなされているというところがあるようですけども、そのスポット、スポットで無電柱化されているのもいいんですが、やはり全体的なところを見て、ああここは無電柱化したほうがいい、ここは何でいこう、ここは何でいこうというような、計画がある程度やっぱりしっかりしていないといけないのかなというふうにも思います。

当市におけるその実現可能性はというところにいくんですが、そういったものの実現に向けての課題というのを教えてください。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 先ほど来、大后議員から共同溝と電線共同溝と少し目的的なところで違いがあるという御指摘もいただいています。確かに共同溝、電線共同溝、共通する部分といたしましては、ふくそうする交通を遮断することなく維持管理ができたりとか、防災上の利点があります。ただ、共同溝の目的には余り上がってなくて、電線共同溝では非常に強くポイントとして働いているのは、先ほど御指摘ございましたように景観に対する機能といったところでございます。そういったことから市といたしましても、できる場所ではやっていきたいというふうな考え方がございますが、課題の中の一番大きなところは、現在、電柱に共架されていますいろいろな物件がございます。NTTや電気といった供給のものについては、占用予定者として協議が調いやすい部分でございます。また、ケーブルテレビ等もかなり利用者が多いということで、利用されやすい、市がつくった共同溝に、電線共同溝に入っただけというような協議が調いやすいものでございますが、ほかの有線であったりとか余り把握できていないもの、例えば電柱を設置している東電やNTTでさえ、はっきりと把握が難しいような物件も持っている場合も多々ございます。そういったものを普通の道路工事でも移設するのに非常に困難を要しておりますが、電線共同溝に占用予定者としていろいろと協議を進めていくというような働きかけが難しいというような部分がございます。

そういったようなこととか、これは以前に会計検査で指摘されたことがございますが、こういった電線共同溝を進めているところで、予定している占用者が計画どおりに入溝しないといったようなこと、またこの管理については占用者や市が負担金を出し合って管理していくものでございますが、その管理が思うようにいかない、まだ入っていないので管理についてはいろいろと難しくなってきたというようなこともあります。そういった協議を、やはり先のことまでの協議を調べてスタートしなくてはいけないというようなことで、なかなか踏み出せていないというような課題がございます。ですけども、先ほど土木課長が申しましたように、新しいところについては比較的やりやすい、調整が調えやすいというふうに考えておりますので、そのような検討をしていく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） ありがとうございます。

新設道路にはやりやすいということと、それからまた管理がいろいろ、いろんな占用物件の管理者がふくそうしているというような内容だろうと思いますが、そのところは確かにそうですよね。ただ、共架されてい

るものに関して、わからないものがあるというのは、なかなか興味深いと言っちゃなんですが、そうですね、具体的にどういったようなものがわからないというか、こんなものがあつたんだというのが、もし市のほうで把握しているのであれば、ちょっとそれ教えていただけますか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 時間をかけてたどっていくと、大体追えていくというようなケースが多いんですけども、やはりいろんな権利があるということで、かなりさかのぼってずっと調査をしていかななくてはわからないといったようなところなんです。そのようなものがございます。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） 権利関係だというようなことだろうと認識しました。了解しました。

なかなかお金が、コストがとにかくかかるというような内容で、今までお話をいろいろと伺ってまいりましたが、次に③の街路灯及び交通信号のハイブリッド化というところに移りますが、まずだんだん共同溝が一番大きなものとして、次に電線類地中化、最後の街路灯及び交通信号のハイブリッド化というところが、一番現実的なものなのかなというところで、まず難しいところからお話をさせていただいたんですけども、アの技術的な把握はというところ、先ほど共同溝や電線類地中化のときにも伺いましたが、こちらの街路灯及び交通信号のハイブリッド化のまず定義と意味を教えてください。

○土木課長（寺島由紀夫君） まず定義でございますが、街路灯につきましては、風力発電や太陽光発電等による蓄電機能を備え、また信号機につきましては、発動発電機や電池式等を付加装置としまして、省電力のLED化を併用することで、停電時においても独立して電力を供給して正常に作動させることということでございます。

意味としてでございますが、災害発生時や停電時でも点灯させることで、車両や通行者の方の安全を確保し、また交通の混乱を回避することで、防災対策の強化となることがございます。また、街路灯につきましては、電力の供給がない場所においても点灯させることができますし、またLEDを使用することで二酸化炭素排出量の削減を含めまして、環境に配慮したものとなるということで考えてございます。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） 次に、その街路灯及び交通信号のハイブリッド化にはどういった種類のものがありますでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 種類でございますが、まず街路灯でございますが、街路灯につきましては風力発電や太陽光発電により蓄電して点灯させるシステムがございます。こちらは電力と併用するものもございますが、電力の供給がない箇所にも有効でございます。また、もう一つ、ふだんは電力の供給で点灯させるものがございますが、充電器を付加装置として設置しまして、停電時に自動的に充電器の電力を利用するものがございます。停電時のみのシステムとなります。

信号機につきましては、東大和警察署に確認しましたが、4つほどございます。まず1つ目が、リチウムイオン電池式電源付加装置でございます。こちらにつきましては、信号機の制御機の脇にリチウムイオン電池を装備して、ふだんは電力で点灯させ、同時に充電をさせておくことで、停電時に充電された電力により自動的に点灯するものがございます。こちらについては、古い信号機から順次設置していくとのことでございます。点灯時間は三、四時間と聞いてございます。もう一つ、ハイブリッド式交通信号機用非常用電源装置というものがございます。こちらは停電時に予備の発電機とバッテリーを併用して点灯させるものございまして、3日間、72時間連続点灯可能でございますが、まだ一部にしか採用されていないということでございます。それ

から、ハイブリッド式というのではないのかもしれませんが、2つほどございます。自動起動式発動発電機というものがございまして、停電時に自動的に非常用発電機が起動し、点灯させるものでございます。こちらはおよそ24時間点灯可能ということで、現在主に使用されているものでございます。もう一つ、路側式発動発電機というものがございます。こちらは信号機の制御機の脇に発動発電機が常備されてございまして、こちらは手動で警察官等が現地に行きまして、発動発電機を起動することにより点灯させるものでございます。こちらは手動のため、起動させない限り点灯しないような、そういう構造になってございます。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） それでは、その街路灯及び交通信号のハイブリッド化のメリットとデメリットを教えてください。

○土木課長（寺島由紀夫君） メリットでございますが、停電時にも点灯させることができること、また充電による蓄電式につきましては、日照条件に左右されずに対応できることがございます。また防災対策、安全対策の強化につながるということもございます。街路灯につきましては、自然エネルギーの活用によりまして、電力の供給がない場所にも有効であるということもでございます。

一方、デメリットでございますが、費用がやはり高いということがございます。また、充電器、蓄電器のものは、経年後、充電機能の低下が考えられますので、点検や取りかえを行う必要が生じてくるということがございます。また、街路灯につきましては、ソーラー等がございまして、景観的に余り好ましくないというようなこともあります。また、信号機につきましては、制御機とともに設置ボックスが必要になることもございまして、狭い場所には設置しにくいということがございます。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） どうもありがとうございます。

いろいろ先ほども共同溝や、電線の地中化と同じように、いろいろメリット、デメリットあるようですけども、次のイの当市の状況と考え方はということなんですけど、こうしたもののハイブリッド化について、市では試算をされたことありますでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 試算でございますが、まず街路灯につきましてでございますが、ここで市内一円、LEDに交換しましたが、単独柱の一番小さいLED街路灯——10VAとありますが、こちらの独立柱と同等の太陽光発電式街路灯の単価を比較を行ってみますと、太陽光発電式のものとは5倍から10倍になるという単価となり、かなり高額なものになってございます。

また、信号機につきましては、こちらのほうは東京都公安委員会が管理してございまして、試算は行ってございません。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） ありがとうございます。

LED化がここにきて全部終わったということで、けさの市報で約5,900基あると言われているLED化が全て終わったというような内容が書かれていたのですが、5倍から10倍かかると。そういった意味では、およそ現実的ではない部分もあるのかなというふうに思いますが、次のウの他自治体の事例はということなので、そちらの自治体の事例の詳細を教えてください。

○土木課長（寺島由紀夫君） 多摩地区各市の中で、町田市さんが開発したものがございまして。こちらは町田市と民間企業が共同開発したものでございまして、「消えないまちだ君」というものがございまして、これは町

田の市長さんが命名したものでございますが、こちらにつきましては既存の街路灯にバッテリーユニットを追加設置し、ふだんは供給された電力により充電しておきまして、停電時になるとそれが作動する仕組みのものでございます。こちらは3日間程度作動が可能ということでございます。ただ、こちらにつきましては、既存の街路灯につけるといことで、その街路灯のメーカーが限られていることもございまして、どの街路灯にも設置できるわけではないというものでございます。この消えないまちだ君という製品でございますが、東京都の一部や小金井市、羽村市、また東京都ではございませんが、鎌倉市などが採用してございます。

また、風力発電、太陽光発電式街路灯につきましてでございますが、近隣の5市ですね、立川市、昭島市、小平市、東村山市、武蔵村山市に確認しましたところ、設置はしていないということで、やはり理由としましては費用が高いというようなことがございます。一方で、立川市では、商店街の装飾灯で太陽光発電式のものを使用しているということで聞いてございます。

また、当市でございますけど、東大和市においても立野地区の区画整理事業で1カ所、ソーラー式のものを設置してございますが、こちらは蛍光灯の40ワットで、公園につけてるものでLEDはございませんが、そのようなソーラー式のものをつけてございます。

信号機につきましては、警視庁管内におきまして、リチウムイオン電池式、また自動起動式発動発電機、路側式発動発電機を各所に置いて設置しているということで聞いてございます。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） 消えないまちだ君というような、きらきらネームはいかがなものかと思いますが、名前はともかく内容としては結構なものだろうというふうに思うんですが、近隣市ではなかなか費用が高くて設置していないということでもあるんですが、ほかのところでもいろいろと設置しているところもあると思うんですが、その中で当市で取り入れられそうなものというはあるんでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 街路灯につきましては、当市におきましても消えないまちだ君というのが有効ではないかということで、ちょっと検討させてもらったんですが、市の街路灯の灯具が、対象外のメーカーであったことから、ちょっと設置ができないことがわかりました。また、太陽光発電式のもは製品単価がかなり高いということで、また既存の街路灯、支柱から取りかえなければいけないという部分もございまして、採用はちょっと難しいような状況です。

また、信号機につきましてでございますが、こちらは東大和警察署に確認しましたところ、もう既に何カ所か設置されてございます。リチウムイオン電池式電源付加装置でございますが、こちらにつきましては市内に1カ所設置してございまして、青梅街道と芋窪街道の都道の交差点、こちら蔵敷公民館の北側の交差点になりますが、そちらに設置してございます。また、自動起動式発動発電機、3カ所、市内に設置してございます。こちら先ほど申し上げましたが、ハイブリッド式というのではないかもしれませんが、自動起動式と路側式というものが3カ所ずつ市内に設置されてございまして、自動起動式のほうは桜街道の交差点と新青梅街道の上立野交差点、また上立野東交差点に設置されているとのことでございます。また、路側式発動発電機でございますが、こちらは奈良橋の庚申塚の交差点、それから東大和警察署前の交差点、それから清水5丁目の交差点、こちら新青梅街道と市道第3号線との交差点になりますが、清水5丁目交差点にも設置されてございます。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） ありがとうございます。

私、存じ上げなかったんですが、結構いろいろと採用されているというようなところで、特に新しくできた



ような道路についてというようなイメージがありますが、またあと手動式——いわゆる路側式発動発電機については交番の近くにあると。何かあったときは、そこにお巡りさんが行って発動するというような感じだろうというふうに思います。こういったものがどんどんふえていってくれるとありがたいなというふうに思うんですけども、そこでエの実現可能性はなんですけど、その実現に向けての課題というのを教えてください。

○都市建設部長（内藤峰雄君） ささまざまな課題があるんですけど、やはり一番は設備するのに費用が相当のものがかかるといったようなこと、それと本市においては、ここで10年間、LEDに変えて、リース契約でこれを維持していくという契約を結ぶということがございますので、そこでまだ市の灯具になっていないものに、どのような形で今後こういう設備が可能かといったようなことは考えていかななくてはいけない、その辺が課題ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） ありがとうございます。

なかなかコストの面で難しい部分あるんですけども、伺ってきた中で、共同溝とか電線類地中化というようなメリット、デメリット、双方とも多くて、よりいろいろと研究、検討すべきものだというふうに思いますが、他方、防災の観点からも街路灯及び交通信号のハイブリッド化というのは、必要となる可能性が大きいというふうに思っています。短期的に見たコストというのは、確かに厳しいものはあるんですけど、安心安全な都市としての東大和をつくっていくためにも、ぜひさらなる御努力をいただきたいというふうに思っています、今回、一般質問として取り上げさせていただいたということでもあります。災害は昼間にばかり起きないということもありますので、ぜひいろいろと御検討いただきたいと思うところでありますが、最後に市長の御所見を伺いたいと思います。

○副市長（小島昇公君） まちづくりについてということで、共同溝、そして電線類の地中化、街路灯等のハイブリッド化について御質疑いただきました。総じてメリットにつきますと、災害に強いまちづくりに寄与すると。それから、都市景観上はすぐれているというのが大きいのと。デメリットは、何といたしましても費用がかなりかかると。それから、道路の狭さですとか設置する場所等のあれが大きなネックになるのかなというふうに考えているところでございます。まちづくりにつきましては、日常生活の利便性、快適性、それはもとより、やはり今お話ございました災害時、被害を極力最小限に抑えるということの対策が非常に重要であるということとは認識してございます。ライフラインの安定供給などの防災機能の強化等、市民の皆様の混乱をなるべくなくしていくという努力を、引き続きしていくべきだというふうに考えてございます。今後も引き続きまして、全市に導入するというのは非常に今の話の中で難しいなというところだと思いますけども、その重点の場所とか絞っていく中で、ソフト面での対策も含めまして必要なインフラの整備等を考えていく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） どうもありがとうございます。ぜひ、研究、検討を続けていっていただきたいと思えます。

以上で、私の一般質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（関田正民君） 以上で、大后治雄議員の一般質問は終了しました。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時39分 休憩

---

午前10時50分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 関 田 貢 君

○議長（関田正民君） 次に、8番、関田 貢議員を指名いたします。

[8番 関田 貢君 登壇]

○8番（関田 貢君） ただいま御指名いただきました興市会、8番、関田 貢です。平成28年第1回定例会に当たりまして、一般質問を通告に従いまして質問させていただきます。

1として、学校教育についてお伺いいたします。

政府は、教育委員会制度改革をして、地方は教育行政法が改正され、組織及び運営に関する法律に基づき、市長は会議で話し合いながら自治体の教育方針をつくる仕組みになりました。教員は教育の最終責任者としての機能を維持するが、市長の権限を強め、いじめ事件などにも市長が対応できるように整備されました。東大和市の教育については、尾崎市長は学力テストは多摩地域最下位のグループと、また施設については校舎の耐震化率は都内最低と発表されておりました。児童・生徒たちが学力向上ができるように、学校の環境整備についてお伺いしていきます。

①小学校・中学校の校舎外壁改修工事（モルタルのひび割れ、浮きの補修とあわせたガラスやサッシ回り等のシール補修・外壁の塗りかえ工事）は、いつ完了予定なのかお伺いします。

②施設分離型の小中一貫教育推進についてお伺いします。

昨年末、東京都教育委員会は、小中高一貫校を設置する方針を決定されました。小学校から高校までの12年間を一貫教育する公立学校の設置は、全国で初めての試みだと言われております。一貫校の目的については、都教委は国際的に活躍できるグローバルな人材育成を目指した小中一貫校を設置すると発表されておりますが、当市が進めてきております施設分離型の小中一貫教育の特色とは何かについてお伺いします。

アとして、教育の取り組み効果についてお伺いいたします。

イとして、児童・生徒の減少により、学校経営上では一体型の小中一貫教育の指導効果が期待できると思いますが、いかがお考えかお伺いをいたします。

③サポートルームについてお伺いいたします。

大津市の中学生の自殺以降、いじめの社会的関心が高まり、被害者や保護者からの相談や被害届、学校から警察への通報がふえたと言われております。市内の学校でのいじめ問題や不登校についてお伺いします。

アとして、利用実態と指導についてお伺いします。

イとして、施設が学校敷地内にあることのデメリットについてお伺いいたします。

大きな2として、社会教育施設についてお伺いいたします。

市民の健康に関する意識と課題の中で、運動してる場所についての利用実態が、公共施設利用は東京都全体は19.5%に対し、当市は9.5%の公共施設利用になっております。半分の利用者の報告になっておりますが、スポーツ施設の学校開放、公共施設開放は、平成25年度の利用状況は小学校、中学校、体育館の利用については下がっておりますが、第一中学校の校庭と体育館については、市民に利用しやすい施設と開放していくべきと思いますが、現状はどのように利用されておりますか、お伺いいたします。

3、休日診療所についてお伺いいたします。

東京都の医療計画では、区町村が初期救急医療体制を整備することとされておりますが、当市は休日急患診療所については、昭和48年6月にスタートされて、昭和50年3月では市役所第2庁舎の中に診療室を設け、医師会の会員が休日ごとに1名ずつ輪番で診療されて、昭和54年6月からは東大和市の休日急患診療所が開始されて以来、今日に至っています。昭和48年に設置された当時の医療環境も大きく変わり、現在は43の診療所がある中で、土・日曜日、診療する内科、小児科等が実施されている4診療所があります。当市は、初期救急医療については、地域の診療所に委託、実現ができないものか、何点かにお伺いいたします。

①として、昭和50年3月31日に開始された診療の目的と内容についてお伺いします。

②地域の診療所と東大和病院の連携があれば、市の休日急患診療所の目的は終わりではないのかについてもお伺いします。

③先進市を見て、当番制または輪番制での連携を病院と組んで実現しているところがあります。当市も実現していただきたいと思いますが、いかがお考えですか、お伺いいたします。

以上、質問をいたしました。答弁によりましては、自席より再質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

[8 番 関田 貢君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、小中学校の校舎外壁改修工事についてであります。小中学校15校を対象に、平成26年度に5校、平成27年度に6校で工事を行いました。その他の学校につきましても、引き続き工事を進めていく計画です。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、施設分離型の小中一貫教育推進についてであります。現在、中学校グループごとに小中一貫教育を推進し、一緒に授業づくりをするなど、連携した取り組みを実施しております。9年間を見通した教育活動が展開されるなど、教員の意識も変化してまいりました。また、施設一体型の小中一貫教育につきましては、現時点では検討しておりません。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、サポートルームについてであります。現在、小学生、中学生、合わせて21名がサポートルームを利用しており、東京都の非常勤教員と大学生や地域人材を活用したボランティアの方々が指導しております。また、サポートルームが学校敷地内にあることにつきましては、さまざまメリットやデメリットがあると認識しております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、第一中学校の校庭と体育館の市民利用の現状についてであります。市内の小中学校の施設につきましては、学校教育法第137条及び社会教育法第44条の定めるところにより、学校教育上の支障がない範囲で、市民の皆様に施設の貸し出しを行っております。しかしながら中学校の校庭につきましては、部活動で使用する機会が多いことから、一部の学校を除いて一般の利用は制限されている状況であります。なお、第一中学校の体育館につきましては、他の中学校と比較して規模が大きいことから、夜間利用を中心にA面、B面に分ける形で市民の皆様に御利用いただいております。

次に、休日急患診療所の目的と内容についてであります。市では昭和48年6月から東大和市医師会の御協力をいただき、休日における市民の初期救急医療体制の充実を目的として、当時の東大和病院の施設の一角を借用した休日急患診療所を設置いたしました。昭和50年4月には、現在の市役所の場所で公設公営による診療所として新たに開設し、その後、昭和54年6月から現在の場所に移設し、事業を行っております。内容につき

ましては、内科及び小児科を診療科目とし、日曜日、祝日、年末年始の午前10時から午後4時まで開所しております。

次に、地域の診療所及び東大和病院の連携と休日急患診療所についてであります。市内の診療所につきましては、病気の初期治療や在宅医療、安定期の医療を担い、日曜日等に診療をしておられるところもあります。東大和病院につきましては、救急病院として二次医療圏域である北多摩西部医療圏域の急性期医療を担い、市内の診療所との病診連携を図り、医療提供における役割をそれぞれ分担しております。そのような中で、市の休日急患診療所につきましては、休日における自力で来院可能な入院を必要としない軽度の救急患者に対する初期診療及び重症度等の判断の役割を担っており、区市町村が体制を整備するものとされております。

次に、当番制または輪番制の実現についてであります。市といたしましては公設公営によるセンター方式と当番制または輪番制による方式との財政負担の比較や、東大和市医師会の皆様との当市の初期救急医療のあり方などについて、市の実情に応じて将来的な医療需要や医療資源等のさまざまな要因を想定しながら、引き続き検討を重ねていくことが必要であると考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） 初めに、小中学校の校舎外壁改修工事についてであります。平成26年度より非構造部材の一つである外壁のモルタルのひび割れや浮きの補修とあわせて、ガラスやサッシ回り等のシール補修、外壁の塗りかえを行ってまいりました。実施計画におきましては、平成28年度に2校、平成29年度に2校を計画しております。これで全ての学校で工事が完了する計画でございます。

次に、施設分離型の小中一貫教育の推進についてであります。現在5つの学校グループごとに9年間を見通した教育の機会を設け、主に小学校5年、6年、中学校1年のいわゆる充実期における取り組みを展開しております。具体的には、小中学校の一貫した指導体制の確立を目指し、例えば教科指導では小学校も中学校も1単位時間の授業展開を同じ流れにしたり、健全育成にかかわる取り組みでは東大和市7つのルールを示したりするなど、小中共通した取り組みの実践を行っております。このような小中一貫した指導体制を進めてきたことによりまして、児童・生徒にとって学び方や生活規律等が身につけやすくなってきたと考えております。また、施設一体型の小中一貫教育につきましては、一体型を特徴とした教育効果が期待できると考えますが、現時点では施設分離型の小中一貫教育をさらに充実させていく方向で考えております。

次に、サポートルームについてであります。サポートルームはさまざまな原因や理由で学校に行きにくくなった児童・生徒に、学習の補充と生活をしていく力を身につけさせ、学校復帰を支援する場所です。現在、小学生が3名、中学生18名がサポートルームを利用しており、通室時間等を含めて一人一人の状況に合わせて、保護者と指導員が相談をしながら柔軟に対応しております。サポートルームは、専門性が必要な部署であり、学習指導を行うこと、また保護者の対応や関係機関との連携もあることから、東京都の学校管理職経験者等の非常勤教員を指導員としております。また、学習におくれのある児童・生徒が多く、児童・生徒の実態に合わせて個別に対応するため、大学生や地域人材を活用したボランティアの方々にも指導をお願いしております。サポートルームは、学校敷地内にあることから、学校に通っている生徒と登下校の時刻が重ならないように配慮しております。また、同一敷地内にあることから、すぐに学校と連携しやすく、学校復帰に結びつきやすいというよい面もございます。

以上でございます。

○8番（関田 貢君） どうもありがとうございます。

最初に、この学校教育の問題については、私もこの教育については思いがありますので、市長さんもね、市長がなられたときの公約の中で、この学校教育ということに、市長も5年前は触れて登壇され、現在、市長を務められて今日、5年目を迎えてるわけですね。そうしたときに、市長が学力テスト、多摩地域最下位グループと、または施設なんかも、校舎の耐震化率は都内最低と市長が発表されたという言葉の意味は、大変私は地域リーダーが言うことでは、大変重い言葉だと思ってます。ですから、こういう言葉を発する市長さんを当市は迎えたということで、私は学校教育の施設内容が大きく変わるだろうということで期待して、この教育問題を取り上げております。

そして、私がこの教育問題を取り上げた当初、61年、63年のときに二小と九小が生徒数が少なくて、私がこの問題を、合併したらどうだということを、その当時の理事者にただしてあります。そうしたときに、学校のあり方ということについては、まだまだ見通しの見方というんですかね、その当時の見通しの見方を、僕が議事録を読みますと、この東大和の児童の実態、この当時の市長さんはこういうふうに見てましたよ。児童・生徒の数は昭和56年をピークに、その後、減少を続けておるということで、今年度の教育委員会の推計によれば、相対的には平成11年度以降、ほぼ横ばいが続くという予想を持っておるということですね。そういう予想を、この当時の市長の答弁されておりました。

そして、私はそのときの平成4年度の学校のトータル人口を調べました。そうしたときに、その当時の平成4年度の学校トータル人口は5,109人、そしてクラスは165クラスと。10で割りますから16.5クラスと。そして、生徒数が1校当たり510というふうになりますから、このときに私が提案を、ここと、ここと合併したらどうだと言ったときに、その当時の話題が三小と六小、そして七小と九小ですね。その学校を両方で足したならば、三小と六小で足すと818名、そして七小と九小を足したら725名という、この当時の学区で合併ができないだろうかということをお願いした経緯がございます。

こういう経緯から、今日、児童の比較してみますと、61年の資料で僕は計算してきましたから、61年のときの生徒は6,411名いました。そして、平成26年度の資料と比較すると4,507名ですから、その差が1,904名減少して、10校平均で451名というふうになっております。ですから、このときのクラスで平均を割りますと2.36校の校舎は要らないと、人から計算しますと。そういう環境に、現在は小学校の環境はあります。

そういうところで、市長さん、本題に、この私の問題が、生徒数が減ってる今日で、市長さんが心配されて、その成績のことですね、そういうふうには教育から、まず言う前に建物、耐震化のことで、市長さんはその当時心配され、ようやく市長さん、1年や2年で実現はできなくて、ここら辺、つい最近、去年あたりで耐震化事業の校舎ですよ、校舎が終わって、こういう公共施設の耐震化の市役所が運びとなった。そういうふうにして耐震化の準備がようやく終わりを見て、今日来てます。そういう施設が、私が最初に質問したのも、小中学校の校舎が大分傷んでると。この傷んでるということも、さっきは学校の環境を言いました。今度は建物について皆さんはどのように、この東大和の建物も、学校の施設について、公共施設の建築という表で見て、常識的にいけば15校のうちの半数以上が耐用年数をもう過ぎちゃう。それで、それを耐用年数の中で、今度はそこ極めて重要なところなんです、減価償却期間と使用制限という項目の中で、辛うじて減価償却ではもう建て替えなさいという時期に入ってますね。そして使用制限というのは、補助事業によって取得した財産の処分の期間で何とか維持をしてる。そういう建物の環境に当市はなってますよね。その辺、どのように理解されますか。

○**学校教育部長（阿部晴彦君）** 市内の小中学校の状況でございますが、建物としましては、それぞれ築30年以上を経過しているものが大半でございます。また、議員のおっしゃられるように、児童・生徒の数につきましても、今後も年少人口の減少に伴って減少もしていくということは認識はしております。

以上でございます。

○**8番（関田 貢君）** 今生徒の減少、建物の老朽化、こういう環境の中で、市長さんが取り上げている問題で、私は市長さんが立候補したときに、いいところを着眼してるな、学力テストは、この当時は地域最低の下位のグループにいるということが、これ週刊雑誌にも載ったと思うんですね、私の記憶では。そして、校舎の耐震化率は都内最低ということを尾崎市長が明言されているんです。そして、振り返って5年をたった今日、かなりいろんな中身が改善されて、建物については進んできております。そして、その建物の進んだ中で、最初に小中学校の校舎の外壁が耐震化によって進んで、見て回りますと、まだまだあと、先ほども教育長からの報告がありましたけど、28年、29年度にまだ事業が残ってるという話がありましたけれど、こういう学校も耐震化と同時に終了はできなかったかということについて、お伺いしたいと思います。

○**学校教育部長（阿部晴彦君）** 小中学校の建物、施設に関しては、これまで優先順位をつけて対応してまいりました。その中では、校舎、体育館の耐震化、それが最優先ということで完了し、その後、普通教室のクーラーが完了し、そして現在、校舎の外壁改修ということで、残り4校というところまで着実に進んできたところでございます。

以上でございます。

○**8番（関田 貢君）** そういうふうには、学校の校舎は市長さんの配慮により大分進んできたと思っています。そして、私も学校施設を回ってみて、耐震化でかなりきれいになった。だけど耐震化の部分のところだけはきれいになって、耐震化でさわらないところというのは昔のまま。ですから、見苦しいですよ、その差がね。ですから、そういう意味も含めて、今仮に体育館を例に出しますと、体育館も耐震化によって回りの壁面がきれいになりました。しかし、屋根がさびついているんですよ。体育館もそろそろ傷んできますよ。そういうさびのことも耐震化として、耐震化は耐震化でやられているから、耐震をしたところだけはきれいになって、その裏を見ると全く壁面が汚らしく一日も早くきれいにしてほしいという要望が寄せられています。一番ひどいのは、僕が感じているのも第三小学校です。表はきれいです。裏へ回ると空調機の周りが、鉄のあれがさびています。ですから、そういうことと、五小なんかは周りがきれいになりました。だけれど、体育館の屋根はもうさびです。あれ雨漏りしないかって、みんな使ってる人が心配しております。ですから、そういうような教育施設を学校と校舎と体育館は一体として早急に僕は、市長さん、この事業は、耐震化事業、心配される気持ちと同じような度量で、この学校の外回り、あるいは体育館の外回りまで含めて事業展開をしていく必要があるんじゃないかと思いますが、どうですか市長さん。

○**学校教育部長（阿部晴彦君）** 学校の特に非構造部材の中でも最優先すべきということで、現在外壁改修工事を実施してまいりました。その中で、学校あるいは保護者、地域の方からも、それに伴ってとても学校がきれいになり、まちが明るくなったという声も届いております。

一方、体育館の――今お話ありましたが、耐震化は済んだけれども、耐震化とは違う老朽化に伴う修繕と申しますか、そのものについては手がついてないということで御指摘がありましたけども、やはり子供たちの命、守るということで、最優先は耐震化ということで事業を実施してまいりました。機能の面でも、雨漏りとかそういうものについては、市長部局の御協力で必要があったときには対応してまいりましたので、機能面で

も心配はございませんし、また必要に応じて体育館の床の改修等も実施してきております。

以上でございます。

○8番（関田 貢君） やってきたことの中身については理解するんですが、やはり私たちは市民から頼まれたときに、学校の校舎とか、あるいは体育館とかというものについては、そういう地震対策で、先ほど耐震化の問題の中でも阪神・淡路の震災が始まって、5年前の東北地震、この議会中、3月11日に地震が起きました。そういう地震が起きて、耐震化事業についてのことには、国を初め都も市も力を合わせて、その事業に取り組んで今日きてるわけですね。ですから、私はそういう事業を、やはり最初にできるところからやって、そして中を、中をとすることは、教育施設の中についてはいろんな要求があるでしょう。一般質問の中でも出てました。手洗いの問題、改修問題、そういういろんな問題はあると思います。しかし、お金のかかるところは市長の大きな決断があれば、外枠からそういうものを潰していくということは、やはり僕は市長の裁量だと思うんです。ぜひ市長、その辺の裁量を生かしていただいて、市民の要求に応えていただきたいと思うんですが、どうですか。

○副市長（小島昇公君） 学校の施設の改修につきましては、教育委員会からも先ほど答弁をさせていただいておりますが、やはり御質問者もお話ございましたけども、東京都の中でも一番耐震が-okれているという状況から、市長の指示のもと、非常に財政が厳しい中ですけども、特財を有効に活用する中で、まず躯体の耐震を完了いたしました。そして、次はやはり外壁、残すところあと4校ということで、そちらにつきましても児童・生徒の命を守るという意味で今実施をしております。そして、今お話のございました、よりきれいにという部分につきましては、耐震と関連をする中でうまくできるものについては、なるべく取り組むということで実施をできてございます。ただし、まだ児童・生徒の命を守るという意味では、教室内の蛍光灯に対する対応というのは、まだこれからなんですね。ですから、それをまず行うというところで考えてございます。予算が潤沢にあるのであれば建て替えも必要でしょうし、全部一遍にやるということも選択としてはございますが、今はやはり児童・生徒の命を一番として、そういう方針で進めてまいりましたが、トイレにつきましては非常に家庭環境との乖離が著しく大きいという、15校みんなのPTAからの要望もございますので、市長の決断ということで、来年度から試行的に早めて取り組むという判断をさせていただきますので、支持者の方からいろいろ御相談もあったときには、ぜひそういうことでお答えをいただければと思います。

以上でございます。

○8番（関田 貢君） ぜひ、今の副市長の答弁、施設の問題については前向きに努力して、いろんな問題があるろうかと思いますが、少ない予算の中で——限られた予算ですから、ぜひ全力投球して市民に応えていただきたいと要望しておきます。

次に、市長さんが、この教育問題に触れてます。学力は多摩地域最下位グループということで、これ私も週刊雑誌を読ましていただきまして、中身についてはわかります。そういう市長さんが、この問題を取り上げていただいたということは、トップグループの人がこういう評価して、これに向かって改善をしていくということでしょうから、私はこの決断というのは重い決断だと私は思います。そして、私は市長さんのそういうことで、教育の柱として一貫教育という問題を取り上げたときに、教育の柱を、市長さん、私は今、時代の流行で、これは流行の中に入ってくるんじゃないかぐらい、教育っていえば一貫教育がすばらしい、教育効果を上げてるといふように、全国的に一貫教育に取り組んでいます。しかし、一貫教育の中で、また目立つという政策を打ち上げないと、なかなか教育の、特に学力を上げた中で市長さんが、私は市長、東京都のやってる施策

は日本一なんですよ。そして、東京都が行っていくリーダーの評価は、この石井昌浩さんの話によると、教育の哲学、見きわめが重要だというふうに言われてます。だから、私は市長さんが、教育の哲学、見きわめということで、こういう耐震化の事業、そして教育の問題を憂えて、こういう問題を取り上げて市長選で出て、その改善を一番先にやるんだということで、僕もその問題はすごく共通している問題としてうれしく思います。ぜひ、その問題の教育力を上げていただきたいというふうに思います。

ですから、こういう教育を取り上げるときに、そのときにこの石井さんが、戦後、東京の例でいきますと、7人の知事がかわったそうです。7人の知事の中で、目立って教育問題の功績を残されたというのが、美濃部知事さんが学校群の制度を維持し、この平等主義を徹底したということで、この美濃部さんは取り上げられています。7人の中の1人。そしてもう1人、2人の中で石原知事が取り上げられています。この石原知事さんが取り上げたのは、14区あった都立高校の学区を撤廃したということです。そして平等主義から競争主義へと転換し、質の向上をもたらしたと。都立高校が信頼を取り戻すきっかけとなったと。こういう教育効果が出てくるということで、こういうことを、東大和市も一貫教育というと、私たちは地方で勉強してくると、学校の小学校、中学校へ入ったときなじめない、中1ギャップがあるとか、いじめがあるとか、不登校があるとか、そういう対策の目で見ることが多いですね。

ですから、こういうふうに学校問題の地域社会と、今市長さん、2020年は東京オリンピックが開催されるんですよ。ですから、これからは日本が、東京が、世界中からいろんなお客さんが来る。そして、語学力を身につけなきゃいけないと言って、語学力にしっかり一貫校を通じて、そういう機会を捉えながら、語学力に特色を持たせようと、小学校から中学校の英語学校の授業を展開してる学校もあります。そういう学校なんか、市長さん、あるんですよ。ですから、私は教育の哲学、見きわめの重要性を、市長がいかに発揮していただきたいと思うんですが、どうですか。

○教育長（真如昌美君） 東京都のお話もいただきましたけれども、国も東京都も新しい時代に向けてさまざまな取り組みをしているというのは間違いなことではございません。ただ、組織的には非常に大きな組織のやることですから、私たちがそのままできるということはありません。そのかわり東大和は東大和なりに努力を進めているというところでございます。

市長が所信表明の中で学力の向上を掲げていらっしゃいますけれども、この間、教育委員会として進めてきた学力向上につきまして幾つか御紹介しますと、とにかく校長先生方がその気になって、私たちと一緒に教育力の向上に努めていただかなきゃならないということで、まずもって校長先生方に、今学力向上が喫緊の課題であるということ、そして校長先生と私たちと一緒に、職員のほうにもその重要性をお話してまいりました。そのほか具体的には教育の日やまとだとか、挙げるとたくさんあって切りがないんですけども、さまざまな取り組みをする中で小中一貫教育も進めてまいりました。それなりの成果も出ておりますので、今後もその辺の成果をしっかりと受けとめて、そしてまたさまざまな工夫をしながら、市長のおっしゃった学力向上に向けて、これからも頑張っていきたいというふうに思っているところであります。

以上でございます。

○8番（関田 貢君） 私は、東大和の教育環境ということで、建物から見た、老朽化から見た学校教育の取り組み、あるいは知識から見た教育の一貫校と、こういう教育をするんだということで、今社会概念はグローバル化になってきている国際社会に対して、強いそういう世界の人々に打ち負かす強い力を育てると、教育力で身につけさせるという教育をもってやってる学校もあります。



そういうことを例に挙げてみますと、この東京都の教育、小中一貫校の問題は、まさに一貫校の目的について、都の教育委員は国際的に活躍できるグローバルな人材育成を目指した小中高一貫校を設置するとしてると。グローバルな人材育成は、これからの社会問題にふさわしい教育だというふうに東京都が、今度は小中、今東大和は中学校、小中の一貫校、ところが東京都が初めて、今度は小学校を巻き添えにした小中高の一貫校——12年間の教育方針を東京都は立川に、その学校をつくって実施をしようという身近な、近場にそういう学校が今度は見られるわけですよ。

ですから、私も、各市も、こういう古い教育的関知から、教育を育てるということになれば、2020年オリンピックが来る。国際人を、豊かな語学力を身につける。4年後の国際社会人に、東大和市の小学生、中学生が国際人として、こういう外国人と話せる語学力を身につけるといことも特色の一つと、そういう目玉に、僕はつくっていく必要があるのではないのかと、こういうふうに私は思いますが、皆さん、その教育から見た施策の一端なんです、どのように感じますか。

○**学校教育部参事（岡田博史君）** 小中一貫教育につきましては、施設分離型、それから施設一体型というふうにあるかと思えます。本市におきましては、今現在、分離型で行っております。その成果も、やはり今出ておりまして、小中一貫で9年間を見通した学習を各教員が持っているために、授業改善が図られてきております——と申しますのは、小学校の文化と中学校の文化というものがある昔からありまして、小学校の先生はなかなか中学校の教員のことについて理解が進まない。逆に中学校は、小学校の先生のことをよくわからないというところがあるのですけれども、その意識が随分と共通に、同じような認識を持てるようになってきました。そういうところから、中学校の教員も、小学校のように、こんなふうな授業をやれば、子供たちがわかる授業が展開できるんだというようなそんな意識が変わってきて、今そのような授業の取り組みがされているところでございます。子供たちにとっても、小学校から中学校に向けて移行するに当たって、非常にスムーズな移行ができるというふうに確信しております。

施設のことがございますので、現在その施設一体型ということは考えてございませんけれども、オリンピック・パラリンピックのことにつきましても、来年度から全校で推進校に指定されますので、その英語の力とか、そういうことも含めて、小学校、中学校で同じ9年間を見通した学習過程を、一緒に考えて取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○**8番（関田 貢君）** 今教育、東大和市でその老朽化の対策、今後、私はこの老朽化対策と一体整備をして、一体型の学校に切りかえてということで、これ静岡の磐田市では、中学単位で学校を編成して一体型の学校をつくって、一体整備構想を実現をしてるといことも、これも既存の施設の老朽化状況と学校規模の視点を明確にして、それぞれの学校一体整備の検討を、優先度の高い中学校区から開始をしたと。この磐田市も、やはり市長さん、この老朽化というのは待たなしなんです。もう老朽化が、補助金で老朽化の事業に対して、皆さんが、いつまでこの老朽化の古い施設を使わせていくんだということの耐用年数が、使用制限というのが、この学校の校舎でいくと60年という使用制限がね。この使用制限という、一般家庭で使用制限といったら、もう建て替えていますよ。ですから、今回この使用制限も10年ないんですよ。

それで、一小から六小の学校なんかを見てみますと、この減価償却期間は47年ですから、一小から六小はもう減価償却は全部過ぎちゃってるんですよ。そして、今度は使用制限の中で、60年に迫ろうとしてるんですよ。六小なんかは52年で、あと8年で。ですから、市長さん、8年のこういうスパンの中で、こういう計画を立て

ていかないと、学校を切りかえる——建て替えるというときに、小中一貫校の時代のニュースに乗って、建て替えをするということによって、一小あるいは一中、建て替え時期が来た。そしたら、それを一つにまとめて、そして学校をやっていくということが、私が合併問題を提案したときから、市長さん、2,000人から生徒が減ってるんですよ、皆さん。それで、そのときに第二次基本計画では、8万6,000という人口統計だけは合ってます。だけど、皆さんが、そこで少子高齢化の時代の見積もりが甘かったんですよ。少子化側の子供がふえてこない。高齢化が25%、65歳が4人に1人になる。そういう世の中になり、子供を産み育てる環境をつくるって、子供さんがふえてない。10年間をさかのぼってみると、子供さんはどんどんどんどん減ってきている。今690人ぐらいかな、年間で。そして、亡くなる人が、それを上回っているって、だから亡くなる人と生まれてくる子供さんが差引きするとマイナスになっちゃう、市は。人口がどんどんどんどん、東大和市の場合は減ってくるということが現状です。

しかし、そこは社会現象で一部救われてるのは、転入転出の生産人口のプラスマイナスで助かってるんですよ。そのプラスマイナスで、400人がプラスになってるだけですよ。そういう世帯構成をきちっと把握して、その大きな事業を動かすときには、きょうのあすじゃ事業できない。だから、5カ年、この基本計画は20年の基本計画が必要だったり、実施計画が10年間の計画が必要だったり、3年の実施計画でおりてきて単年度予算になっていく。こういう時代を踏むということについては、やはり社会の背景の中で、市長がトップダウンで下さないと、この20年計画、10カ年の計画、そして実施計画をおりて単年度のこの事業に移すということは、やはり我々が言うより、議員が提案するより、市長さんの認識のこういう問題の取り上げ方のほうが、実施が早いんですよ。

ですから、そういうことを、今いろんな例を挙げて、一体化の校舎、あるいは分離型の、それぞれ先ほど教育委員会の説明がありました。特色があります。その事業は、私はどれもみんないいと思ってます、提案される。しかし、それを市長がどう運転していくかということで、その方向に向かって教育のレベルを上げる、そして耐震化の事業に不足するものを全て向上していく。市長の退任の任期期間はきっと教育レベルも上がるでしょう。そして、そういう校舎の耐用年数の問題も解決できるでしょう。そういうことをお願いして、要望して、この教育問題は終わります。

そして、次にサポートルームのことについて私は、私の資料が古いのかわかりませんが、平成5年度の不登校のデータ、小学生が14名、中学生が56名、いじめが小学生が3件、中学生が14件というデータが、私が持っているデータがあります。このデータに対して、最近のデータと比較しました。そうしたときに、たまたま教育委員会の廊下のところに張ってあった不登校児の実態調査と比較してみたときに、この平成5年度から教育委員会の資料の中では横ばいというお話が、教育委員会の教育長だよりで読まさせていただいたときには、ふえてないのかなというふうな感じをしました。

しかし、平成5年と比較すると、この26年度の不登校の実態調査は、小学校で、私のデータでいくと14名ですから19名、5名ふえてます。そして中学生では、56名が63名にふえてます。こういうデータが出ております。このデータについて、増加傾向で、この対策についてはどのような対策を講じていらっしゃいますか。

○学校教育部参事(岡田博史君) 不登校児童・生徒の数の推移のことについてでございますけれども、人数がふえているということにつきましては、その増減につきましては年度によってその違いはございます。しかしながら、出現率ということで、100人いたら何人が不登校児童・生徒かというような率でございますけれども、その率につきましては、今ここ、平成19年度がピークでございましたけれども、その年度から徐々に下がって

まいりまして、近年では横ばい状態というような、そんな認識でございます。

以上でございます。

○8番（関田 貢君） このサポートルームの実態と、私はこのサポートルームが、この学校の敷地内にあるということについては、父兄の人から、学校の敷地内でうちの子供が行けないという人の親から見れば、敷地が近くであれば、その学校の――例えば一中の生徒が、一中の生徒だったらば、すぐ学校に復帰できるから、それは近くていいでしょう。しかし、それ以外の学校の生徒さんは、僕はその場所で教育、更生を受けるということは、非常に難しいのではないのかなと僕は心配してるんですが、皆さんはそのメリットからいうと、そういうなお話なんです、その辺どうなんですか。

○学校教育部参事（岡田博史君） サポートルームの設置場所につきましてでございますけれども、確かに第一中学校に在籍している生徒につきましては、すぐに自分の在籍の学校に復帰しやすいというようなメリットもございますし、逆に第一中学校に在籍しているというようなことで、知っている友達と顔を合わす機会があるかもしれないというようなことで、デメリットになる可能性もあります。そういう面からしますと、ほかの学校に在籍をしている生徒にとってみると、自分の学校でないので行きやすいというようなメリットもございますし、逆に先生方との連携が図れないというような部分も、物理的にはデメリットとしてあるかなというふうに思っております。いずれにいたしましても一人一人の不登校状態というものにつきまして、状態が違いますので、それに一人一人に応じた対応をしていくことが何より大事だというふうに考えております。

以上でございます。

○8番（関田 貢君） ぜひ、そのサポートルームの運営について、不登校児の問題、あるいはそういう施設の問題で悩んでいる人もいるということを僕は押さえています。ぜひ、この改善をしていただきたいと思うんですが、そういうのを課題として要望しておきます。

次に、社会教育の問題ですが、この第一中学校の校庭と体育館についての、僕は市民に利用しやすい施設として開放していくというお願いをしたわけですが、この実態については、体育館の利用、グラウンドの利用についてはどのようになっていますか。

○社会教育部長（小俣 学君） 第一中学校の校庭、それから体育館の利用についてでございますが、校庭につきましては市長答弁にもございましたとおり、部活動で使用する機会が多いということで、利用のほうは制限をされてる状況でございますが、体育館につきましては、ここ3年間、利用実績が下がっております。24年度につきましては95.8%、25年度につきましては88.6%、26年度については83.2%という状況でございます。

以上です。

○8番（関田 貢君） この体育館の利用については、この体育館をつくった当初のことを、この事務局が引き継いでいらっしゃるのかなと。この体育館というのは、普通の中学校の体育館と意味が違うんですよね。意味が違うということは、どういうことかという、この東大和市が発展していくときに、体育館の施設が南に偏ったんですね。南に偏ったということは、市民プールができ、体育館もできということで、南にみんな偏ったということで、体育館利用をする人たちも、東大和市で新青梅街道から南はいろんな施設が整ってると、そういう不合理を何とか解消しようということで、一中の体育館を市民に地域施設として開放しようということで、平成元年にこの体育館は1,300平米で2億2,800万円もかけてつくった施設なんです。それを、今言うように普通の体育館と同じように利用されてるとしたらば、こんな多額な財源をつぎ込んで立派な体育館をつくったというのは、地域に開放したいからつくったんですよ、この当時はね。ですから、この当時は成人式もここで

われたんですよ。ですから、かなり一中体育館に皆さんは、新青梅街道から北側の皆さんは、近場に大きな施設ができてと言って大変喜ばれた施設なんです。それがどういうわけか学校教育の中で体育館の使用が、よその体育館の倍もあるような施設が、一中の生徒だけに使われてる。そして、普通の一小から五中の体育館は市民開放しますよという、あの体育館を使った人だったらわかりますけれど、使わない体育館だったら、外から見る体育館はみんな同じように評価しちゃいますよ。だから、私はあえて一中の体育館、あの使用日程を、体育館を、その利用をもっともっと市民にわかりやすい利用方法を改善して、その利用率を高めるということについて、僕は研究していただきたいということをお願いしたいんですよ。どうですか。

○社会教育部長（小俣 学君） 一中の体育館につきましては、今御質問者からお話がありましたとおり、地域での行事の活用を視野に入れて、各種大会の開催をするというような意味合いもありまして、大きな規模の施設をつくったというふうに認識をさせていただきます。そういう中で、確かに利用率は減っている状況がございます。議員のおっしゃるように、成人式についても平成2年から平成8年までの7年間、一中の体育館でやったという実績は残ってございます。その後、一中でさまざまな行事をやってきておりましたけども、成人式を含めさまざまな事業においては、ハミングホールのほうが、平成13年にできたこともありまして、音響設備や舞台設備が整ったハミングホールの利用のほうに、移行してきた経過があるんじゃないかなというふうには思っているところでございます。

そういう中で、今後についてでございますけども、この一中の体育館につきましては、その広さですね、そういうあと備品などもあるわけですけども、そういう広さなどについて知らない方も大勢いらっしゃるんじゃないかなというふうには思っております。ここにきまして、そういう学校利用のことについて、一中にかかわらずほかの学校の施設の大きさとか、それぞれの学校で利用できる備品なんかも一覧にして、市民団体とか皆様に御紹介をする中で、一中も含めてになります、学校施設の利用の利用率の向上に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○8番（関田 貢君） ぜひ、部長さん、私はこの東京都の施設利用で19.5%、当市のこの報告書を読むと、アンケートで皆さんがやっとなら、9.5%、施設利用がないということで、施設利用を高めるためにも、やはりそういう特徴をどんどんPRして、市民にももっともっと広く利用してもらいたいと、このようなPR方法を検討して、施設利用の努力を要望しておきます。

次に、3番目です。休日急患診療所は、これは私も何回か取り上げている問題です。この問題について、もうそろそろこういう事業を廃止して、地域の地域医療にお任せをして、休日診療所は行政は手を引くべきだと私は思っていますが、休日診療所のこの運営してる中身にちょっと御紹介願います。

○福祉部長（吉沢寿子君） 先ほど市長からも御答弁いただきましたけれども、それと同内容にもなりますけれども、市で行っております初期の救急医療の体制というものは、医療法に基づきまして各都道府県が定める医療計画の中で、区市町村が体制を整備するというようなこととされております。それによりまして、市といたしましては休日急患診療所を設置いたしまして、休日における御自分で来院可能な方、入院を必要としない軽傷の方、そういった方の初期診療と、あとは重症度の判断——トリアージですね。そういったことの役割を担うということで、内科と小児科を設置して事業を実施しているというものでございます。

以上でございます。

○8番（関田 貢君） 事業内容とあって、この事業を今、この救急急患じゃなくて、医師と看護師と薬剤師と

事務員がいて、何名ということ、それちょっと知りたいんです。

○健康課長（志村明子君） 休日急患診療所の職員体制についてでございます。通常は医師が1人、これは内科と小児科を標榜してる先生に御協力をいただいております。それから看護師、薬剤師、事務員、その4人体制で行っております。

以上でございます。

○8番（関田 貢君） わかりました。

先ほど部長から医療体系の——私も東京都の医療計画の計画書を読ましてもらって、救急医療のあり方、取り組みということで、行政がこういう施設を持たなきゃいけないと、最低の義務は、その生命、財産を守るということでは、救急医療の準備を持たなきゃいけないというのはわかりますよ。しかし、地域医療が進んで、今日、市が持つてる施設より地域医療が進んできた場合は、私はやはり地域の医療にお願いしたほうが得策だと思うんですよ。そして、地域医療でこういうふうに、過去の歴史を僕、読ませていただいて、43、今診療所があるんですよ。43ね。それで、43ある診療所の中で、東大和市が休日、土日、開く43ある診療所が、4診療所が休日診療所を開いていただいている。そして、今看護師さんや薬剤師さんがいて、4名の体系、この人件費だって、僕は莫大な費用になると思うんですよ。ですから、こういう診療所のあり方が、地域医療で休日診療所が、ここの施設より、申しわけないけど、休日診療所の施設より個人の休日急患の診療所で開設してる皆さんの医療の施設のほうがよっぽど立派ですよ。そういう立派な施設があつて、なぜ市が休日診療所を営しなきゃいけないんですかということに疑問がきます。

今ここに言われてる、僕は内覧会で、ムコウハラクリニック、名前出しちゃって、これいけないんでしょうけれど、ムコウハラクリニックとかたけもとクリニックの内覧会に行かしてもらって、この施設が、みんなこの医師と看護師、薬剤、今一緒なんです。日曜日、開かれて、日曜日、薬もらえないんじゃないか困る。ですから、こういう薬剤も一緒になって、土日、日曜日の運営をされてる。43施設の中で4施設あるんですよ、休日診療所が。それで、それを廃止できない。おかしいと思わないですか。市長さん、どうですか。今、聞いて。尾崎市長さんに聞きます。

○副市長（小島昇公君） 休日急患のあり方について御質疑いただきました。スタートをしてからかなりの年数がたっております。そして、第一次の救急ということで、そのお休みの日に休日急患を訪れる市民の方が多いというのも事実でございます。また、ほかの医療機関で休日に診療していただいているお医者さんがあるということも認識してございます。将来的には、そちらの建物、休日急患の建物自体もだんだん老朽化しているというふうなこともございますので、輪番制がいいのか、当番制の方法がとれるのかと、そういうことも、はたまた固定した場所でセンター方式の方法がいいのかということも、市の医師会と協議をしながら、将来的にちょっと検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○8番（関田 貢君） 今、副市長さんから言われて、私もこの1番としては、改正の目的、その事業内容を聞きました。そして、地域医療という大和病院との連携も提案しました。そして輪番制の話も、先例市で実施してる例もたくさんあります。そういう先例市も、私も見て、指導を受けて提案してます。ですから、私はこういうところのいいところを取り合つて、東大和の休日診療所が、行政がしなくても市の診療所の力を、医師会の力をおかりして、診療所の皆さんと手を携えて、その事業を遂行していただきたいと、私はお願いして一般質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（関田正民君） 以上で、関田 貢議員の一般質問は終了しました。

ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時56分 休憩

---

午後 1時29分 開議

○副議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 和 地 仁 美 君

○副議長（中間建二君） 次に、15番、和地仁美議員を指名いたします。

[15番 和地仁美君 登壇]

○15番（和地仁美君） 議席番号15番、和地仁美です。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回は、持続可能な行政運営並びに、新たに求められている行政運営に対応した組織実現のための人事戦略について取り上げさせていただきます。

ここで、改めて申し上げるまでもなく、自治体間競争が進み、各自治体が住みたいまち、選ばれるまちになるべく、さまざまな取り組みを行っています。多くの人に選ばれるまちになることは、持続可能な行政運営には不可欠なことです。行政は、さまざまなサービスを市民に提供するサービス業です。このサービスは、それを生み出す人、提供する人で、その質が変わってくるもので、先を見越した市における人事戦略や組織編成は、非常に重要な要素と考えます。

また、さきに述べた行政を取り巻く環境やニーズの変化のほかに、東大和市においては一定期間採用を控えていた影響で、一部の年齢の職員数が少ないなどという独自の人事的課題があるとともに、学校給食センター建設、総合福祉センター建設など独自の大事業も行っていきます。

そこで、以下、お伺いします。

①地方分権が加速する中、市は従来の業務のほかに、将来に向けたさまざまな取り組みを行わなければならなくなりました。この行政を取り巻く環境の変化、求められていることの実現のための組織的、人事的対応は、

アとして、従来からある業務の維持向上についての方策について。

イとして、新たに取組まなければならない事業、施策について。

ウとして、その他の課題と今後の対応について。

②今後、東大和市は多くの幹部職員の退職を控えている。また、その後続く職員については、ある期間、採用を抑えていた影響により、人数的に少ない状況の中、市民へのサービスを維持するための対応について。

ア、新人職員については、行政のさまざまな業務習得、理解のために一定期間、ジョブローテーションを行うことになっているが、その後の配属の方針、基準はどのようなものかお聞かせいただけます。

イとして、異動や退職など、担当職員がかわった際にも、市民サービスの減退、劣化が起こらないようにするための方策について、お聞きします。

ウとして、一般職員については、ゼネラリストとして採用、育成している状況でしようが、今後、一定分野のスペシャリストの育成の必要性に対する市の考えについてお伺いします。

最後に、③として、現在の組織上、人事上の課題と、その解決策についてお伺いします。

以上、この場での質問は、ここまでで終了させていただきます。再質問につきましては、自席にて行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

[15番 和地仁美君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、従来からある業務の維持向上についての方策についてであります。市の重要施策や新たな行政課題につきましては、それらに対応するための組織体制の整備と、それを実行する職員の資質の向上が必要であると考えております。組織、定員につきましては、毎年度、各職場の管理職に対しまして調査と聞き取りを行い、それを考慮して翌年度の組織体制に反映しているところであります。従来からある業務につきましては、その年度によって制度改正への対応や事業計画の策定、見直しなどが行われ、それぞれ業務量が異なりますので、それを踏まえての検討をし、必要に応じて定員の増などを行っております。

次に、新たに取組まなければならない事業、施策についてであります。必要に応じまして組織としては課や係の設置、また担当の副参事や主査の配置を考慮して、定員の増などを行っております。

次に、その他の課題と今後の対応についてであります。行政を取り巻く環境の変化に伴い、さまざまな施策が求められており、行政需要は拡大しているものと考えております。これまで第4次行政改革大綱の中で、職員定員数の水準を定め、職員定員の適正化を図ってまいりましたが、職員数に限りがある中で、さまざまな行政課題にいかに対応していくかが、組織上の課題であると考えております。さらに、さまざまな行政課題を解決するためには、職員の資質の向上が重要でありますことから、引き続き人材育成基本方針（第2期）に基づいて人材育成を行ってまいります。また、高度化、多様化する行政課題に対応するためには、専門的な知識や能力の導入が課題であると認識しており、新たな人事制度の導入についても検討する必要があるものと考えております。

次に、短期ジョブローテーション終了後の配属の方針、基準についてであります。短期ジョブローテーションは、入職後の10年間で3カ所の職場を経験させる制度であります。この間、一職場の配属は原則3年としております。短期ジョブローテーション後の配属につきましては、本人のキャリアビジョンや適正、能力等を総合的に判断して決定しております。

次に、職員が異動や退職した場合の市民サービスの質の確保策についてであります。人事異動や職員の退職によって、市民サービスの質の低下を招かないように、職場全体として対応する必要があるものと考えております。そのための対策としては、業務のローテーション化により、経験者を組織内に確保することや、業務のマニュアル作成に努めているところであります。

次に、職員をスペシャリストとして育成することの必要性についてであります。現在、スペシャリストとゼネラリストを分けて考える複線型人事制度については導入をしておりますが、異動申告書に異動希望先について特定の課の名称だけでなく、分野についての記述を可能としております。本人が特定の分野を希望し、適正や能力が一致した場合には、スペシャリスト的な人事異動も可能と考えておりますが、将来的な処遇等で課題があると認識しております。

次に、その他の組織上、人事上の課題と解決策についてであります。組織としましては第4次行政改革大綱で、職員定員数の水準を定めておりますが、その職員定員数の検討も視野に入れ、重要施策や新たな行政課題に対しまして、効果的、効率的に取り組めるような組織体制を構築していく必要があると考えております。人事上の課題としましては、自治体間競争に耐える人材の育成が必要であると考えております。そのためには、

庁内の研修の充実や東京都等の外部団体への積極的な職員の派遣、市町村アカデミーの宿泊研修への参加など、外部資源の活用を図ることにより、幅広い視野と人脈を持った職員の育成を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○15番(和地仁美君) 御答弁ありがとうございました。

それでは、順次再質問させていただきますが、今回このことを取り上げましたのは、私、市議会議員にさせていただいて、今5年ほどが経過しておりますけれども、その間、市は従来なかったような大きな計画、直近ですとまち・ひと・しごとというようなものも発表されましたし、そのようなさまざま、いわゆる行政ニーズが拡大したって言えばいいんでしょうか、今までになかったような計画がさまざま発表されてきています。

その際、一つの計画を読んではいきますと、ああこれが実現すると、非常に東大和市の発展に寄与するなという希望的な視点でいつも読ませていただいておりますが、それを実現できる体制については、一緒に発表されることが余りないんですね。予算的なところは、いわゆる金額の面は、それを支える事業費みたいなものは出てくるんですけども、よく民間企業などで経営戦略説明会とか株主総会で、新たな事業を発表した際など、体制について、本当にそれ実現できるのというところなどが問いただされたりする場面があるんですけども、東大和市が今後より発展するために、今つくられている、もしくはもう実行に入っている計画を実現できる体制なのかどうかというところを素朴に知りたくて、こちらの項目を取り上げさせていただきました。

今まち・ひと・しごとなどという直近の大きな計画を取り上げさせていただきましたが、過去なかったような、もしくは従前のものよりも複雑化をした、もしくは事務量が増量するような計画などがふえていると思うんですが、主なものを幾つか挙げていただきたいんですが、よろしいでしょうか。

○企画財政部参事(田代雄己君) 最近、策定しました計画としましては、子ども・子育て支援事業計画や健康増進計画、そして産業振興基本計画などがあります。また今御紹介がありましたような、まち・ひと・しごと創生総合戦略も、最近策定しているものでございます。

以上でございます。

○15番(和地仁美君) では、その計画を進めるに当たって、職員の方をどのように配置しているのか。関係している職員の方の人数とか、その人数の決め方ですね、事務量であったり業務量を勘案して、どれぐらいそこに充てようというような、そういう決め方というものがございましたら教えてください。

○企画財政部参事(田代雄己君) 計画の策定に当たりましては、担当課の職員が行う場合には、必要に応じて副参事や主査を設置しているような状況でございます。また、策定時にコンサルタント会社に委託して行う場合もありまして、その際にはそういう支援を受けるということもありますので、基本的には現状の職員の中で対応していただいているような状況です。さらに、計画を進める段階になりますと、通常はそれぞれの課で行う業務がありますので、その現状の職員の中で、それぞれの課が計画に沿った事業を進めていってもらうことになっております。

ただ、現在の組織の中の状況としまして、一つの例でございますけれども、例えば産業振興基本計画に基づく、観光は横串でやるような事業もございまして、観光施策を強化するというのもありまして、現在、担当副参事を配置しておりますし、また子ども・子育て支援事業計画などの策定もありますけれども、新制度に対応する意味で担当主査の配置なども行っているような状況でございます。また、その配置に当たりましては、



その人数等の考え方でございますけれども、毎年度、組織定員のヒアリングというものを行っておりまして、そこで各課の課題等を把握し、その上で必要性やその人数等を鑑みて配置をしているような状況でございます。以上でございます。

○15番（和地仁美君） 市のほうで行っていただいているさまざまな事業や、事務事業があつて、その執行に要する職員の人数といえいいんでしょうか——を把握するという一つの、私なんかが参考にさせていただいているものに、行政評価における仕事の振り返りシートというのがあるんですけども、そのシートでは、その仕事に要する経費として、人件費というものが示されています。これが一つのその事業に必要な、人時ではありませんので、パワー的なことではちょっとないのかもしれませんが、一つのどれだけの人がかかわるのかなという目安になると思うんですが、この積算はどのように行ってるんでしょうか。

○行政管理課長（五十嵐孝雄君） 仕事の振り返りシートにおけます人件費についてでございますけれども、事務事業評価におきましては、仕事の単位で前年度の実績を振り返りまして、主に目標とする成果や効果が得られているかどうか、そういったことを中心に評価をしておるところでございます。その中で、総合的な評価を実施する際には、費用対効果の面での課題把握といったものも重要な要素となってまいりますので、その仕事に応じた経費を認識することとしております。

この経費の中で、ただいま御質問にありました人件費についてでございますが、こちらを実際に担当している職員の給与という形で算出をいたしますと、その職員ごとに給与の額が異なっておりますので、評価が異なってくる可能性がございます。そこで、把握できる限り直近の職員全体の平均給与額というものを基礎といたしまして、その仕事への職員のかかわりの程度、こういったものを乗じまして、目安となる人件費として要した経費を算出しているところでございます。

以上でございます。

○15番（和地仁美君） 今の御説明ですと、職員の方の平均の給与からどの程度かかわっているかというので、こちらの振り返りシートに記入されているということですので、ちょっと極端な例ですけども、非常にいろいろなことを企画したり考えたりすることで、一定以上の経験が必要な方が携わるといふ、平たく言うと時給の高い方、その人がどれぐらいのパワーをかけなきゃいけないというような仕事の種類もあるでしょうし、非常に人手が必要なイベント的な事業ですと、新人の方がいっぱいかわるみたいなこともあると思うんですが、そういうことは勘案せずに、平均の職員の給与で割り出しているという理解でよろしいんでしょうか。

○行政管理課長（五十嵐孝雄君） ただいま御質問いただきました人件費の出し方の部分でございますけれども、仕事の振り返りにおいて用いさせていただいておりますのは、おおよその費用対効果を図る上で、目安ということで算出をしている人件費でございます。詳細な経費、人件費を算出するというので対応しているものではございません。といいますのも、事務事業評価の中におきましては、目標や目的に合致したものであれば、またそれが意図する効果を上げているということになれば、評価の中ではプラスの評価になってまいります。しかしながら、例えばその仕事の対象者がごくごく少数の方で、一方で多額の経費を要しているといったような評価につながる場合には、費用対効果の面では課題があると。例えば、同じような目的でやって実施している他の事業と統合したほうがよいのではないかとといったような評価も成り立つ状況がございます。費用対効果ということについては、その仕事の目標ですとか目的によってさまざまな解釈が成り立ちますので、一概に整理することは難しいことがございますけれども、現在進めてる行政評価の中では、目安としての経費を把握することによりまして、いろいろな側面での評価につなげているといった状況でございます。

以上でございます。

○15番（和地仁美君） あるデータで、苦肉というか、何とかその費用対効果を出そうという、御尽力されてることはわかりましたけれども、逆に言うと今の御説明ですと、平均の職員の給与の方の形で表現されてるということは、割り返せば人時が出るということなのかなというふうに思いましたが、そのほかに今の振り返りシート以外の手法で、いわゆる職員がどれだけかかっているのかという経費を算出しているようなものというものは、資料としてあるんでしょうか。

○行政管理課長（五十嵐孝雄君） 同様の手法で人件費を算出している例ということでございますけれども、ちょうどここで平成27年度に実施をいたしましたその他使用料、手数料の見直しといったものがございますが、こちらにおきましては見直し前の使用料、手数料といったものが、適正な水準であるかどうかということを確認する際に、そのサービスの提供に要する経費、その中では原価というふうな言い方をさせていただきましたけれども、こちらの原価を把握することといたしまして、この原価のうち、人件費につきましては、同様に職員全体の平均給与額といったものを基礎といたしまして、そのサービスを提供する際の職員のかかわりの程度を乗じまして、要する経費を算出したところでございます。

以上でございます。

○15番（和地仁美君） 一般、手数料の見直しのために、いろいろな、いわゆる原価を出していただいた資料を見ましたけれども、何か証明書を発行するだとか、そういった作業的なのというか、一連の流れの中でやるような業務については、そういった出し方も、一つの目安としてはあるのかなとは思いますが、ちょっと視点を変えて、先ほど平均の給与で仕事を、振り返りシートにはどれだけ人がかかっているのかという目安として出していらっしゃるということでしたが、最初に御答弁いただいたさまざまな新たな計画にかかっている人というのは、従来の業務も並行して行っていると思うんですが、いるのかどうか。その場合の人件費の振り分けですね、どのようにしているのか。例えば、一定期間、1年単位のものも、1年だけスポット的に特別な業務が入るものもあるでしょうし、一定期間、3年、5年といった長期的な取り組みもあると思うんですが、その必要な人員に対する目安としての人件費の振り分け、一般の従来の業務もやっている中では、どのようにして行っているんでしょうか。

○企画財政部参事（田代雄己君） 個別の計画があったりしますけれども、それに対して計画を推進するために人がかかっているわけですが、この計画の推進だけを目的にしまして、1人つけるということは、なかなか事例としてはないんじゃないかというふうに思っております。通常、人をふやす場合には、通常の業務と、それと新たに加わる個別の計画の推進に当たる事業と、それらを総合的に鑑みまして、ヒアリング等を行いますので、そこで業務量を把握して、それに伴って1人の人が必要であれば職員を増員すると、そういうような手はずをとって対応しているような状況です。ですので、人件費という形になるんでしょうか、職員を割り振るといふ形は、その組織のヒアリングを通じて対応しているというような状況になっております。

以上でございます。

○15番（和地仁美君） 直近の一番これからの市の発展に寄与する、もしくは持続可能な行政という視点で考えたときのまち・ひと・しごとというものがあつたと思うんですが、その中にはいろんな幾つかのテーマというか分野があつて、それにかかわる事業が載ってて、その事業を担当する課はここですよ、ほかの計画にも同じものも載ってますけど、このまち・ひと・しごとの一つの重要な事業ですよという書かれ方をしてて、その計画の中の目標も、各年のものが載ってたかと思うんですが、そのまち・ひと・しごとの大きな、あ

あいつたプロジェクト的な計画には、さまざまな事業がかかわって進められると思うんですが、例えば担当課は書いてあるんですが、一つ一つの事業、創業支援でしたら5年のうちに15件、創業者を出すという形が書いてあったかと思えますけれども、その事業目標の責任者は誰なんだって言われたときに、具体的な課は書いてありますけども、責任者というのは設置されてるんでしょうか。

○企画財政部長（並木俊則君） 今まち・ひと・しごと創生の総合戦略という、こちらの昨年の11月に策定したものでございますが、この総合戦略、事業内容、多岐にわたっております。今、和地議員がおっしゃるように、各部署にそれぞれいろいろな戦略を持って、それぞれの施策を進めるというふうな内容になっております。これにつきましては、当然、各事業を実施していく、そこは各部課の責任の範疇において事業実施をしていただくということになるかというふうに思います。総合的なこちらのほうの進行の管理、これにつきましては、企画財政部の企画課のほうで、その進捗状況を確認しながらというような方策をとっておりますので、最終的に毎年度いろいろな形で見直しはしていきますが、それぞれの事業進捗を見、最終的な完了等、その中では当然その都度その都度、それぞれの責任の範疇、また重要な部分につきましては、市長の判断を求め、決裁をいただくというような、そういう組織的な、あるいは体制的なそういったものも必要でございますので、その都度の段階でそれぞれの責任をもってして、事業を実施するということになります。

以上でございます。

○15番（和地仁美君） 各課、担当課が責任を持って一つ一つの担う部分って言えばいいんでしょうかね、その具体的な事業を責任持ってやって、進捗管理は企画財政部の企画課のほうで行うということで、最終的には市長が全体的な責任者という位置づけなのかなというふうに思うんですが、いろいろな議会の一般質問の中でも、他市の事例を挙げたりですとか、こういう取り組みをしたらどうだといういろんな各議員からの提案が出てきたりしますけれども、その際には検討してやりたいけれども、そのための財源の確保がないとなかなか難しいですよという御説明は、いろいろな場面で聞きますけれども、財源っていうのと、それをやる人手っていう部分もあると思うんですが、例えば先ほど、今まで従来なかったようないろいろな、従来あったものでもいいですけども、この事業を目標達成させるために、例えば先ほどの創業者を、創業件数を15件にするっていった場合に、例えば1年目はセミナーで創業に関することを勉強していただいとかって、5年後の15件の目標に到達するまでに、各年でやっていくことがある場合、例えばセミナーをやるでしたら、会場費、講師への謝礼っていうような、具体的に費用が見えるものがあると思うんですよね。それ以外に、セミナー会場を手配したり、講師の方を見つけて、その方に出いただくというような、職員の方がセッティングをするために人がかかる部分もあると思うんですよ。その両方がないと、目標が達成できないっていった場合に、お金はあるけど、やる人がいなければ現実問題、動かないものですから、一つの事業の目標を達成させるために、これぐらい人がいれば、まあまあな形じゃなくて、今あるベストの結果が出せるよっていった、その人の人数であったり、かかわらせる人というものはどうやって決める、もしくは誰が決めるかという、何か法則というか、やり方があれば教えていただきたいと思います。

○企画財政部長（並木俊則君） 現在、先ほど和地議員のほうからも冒頭にお話ありましたように、国の施策でいろいろと、ここ2年、3年ですね、緊急対応の事業、あるいはいろいろな経済対策、財政対策、それと現在行っております地方創生の事業、あるいはこれから28年度の新規の事業等でもあると思いますが、一億総活躍の関係の事業、そういったものが次々に、今、私どもの市でも事業化に結びついてるものがございます。そういうものを一つ一つ考えた場合に、市の大きな施策、それは当然基本構想、基本計画、あるいは実施計画、そ

れに合致をすれば、それなりのラインにのっとってというふうになると思いますが、やはりそうでないもの、今の緊急の施策で子ども・子育ての支援の施策、それについて国あるいは東京都が示した中で、市としてもその事業に着手したい、あるいは1年後に対応してまいりたいと、いろんな考えがございます。

そういうふうな施策があったり、あるいは計画に盛り込んでる部分が出たり、そういったものを考えた中で、先に必要なのは今おっしゃいますように、費用がかかる部分については予算化が必要でございます。その予算を、予算化を議決いただいた中で、執行する段階では当然職員が必要になります。予算だけがあって、職員がいない中では執行ができません。その執行とともに、やはりその準備から、実際に対応して完成をするまで、これはまた日数がかかります。その辺のところは、工期あるいは日程的なもの——スケジュール的なものというふうになりますけど、そういったものを全て勘案し、そのようなことをクリアするのであれば、この事業は実施できるんじゃないか、あるいは市民サービスの向上につながるんじゃないか、市の施策として充実できるんじゃないか、そういうものを総体的に考えまして対応するんですが、今現在いろいろな事業を実施してる中で、一番のポイントは、当然のごとく財源の確保でありますし、その予算でありますし、それ以上に職員のやはり事務量が大変今、多くなっておりますので、そういったものを見た中で、この事業が、職員、対応ができるかなというところが、今大きな課題になっておまして、そういうようなことを踏まえた中で、事業実施、市民サービスの向上につなげればなというふうな観点をもちまして、対応してるところでございます。

以上でございます。

○15番(和地仁美君) 非常に率直な御答弁いただいて、事情が見えてきたなとは思いますが、行革の取り組みの代表なものとして、東大和市においても職員数を減らしてきたという経緯があると思うんですが、ここ近年の職員数の変動について教えていただけますか。

○企画財政部参事(田代雄己君) 平成19年度の人数をまず申し上げまして、その後が一番少ない年度、そして27年度の人数ということで御紹介したいと思います。

平成19年度の4月1日付の人数が505人という職員数でした。最近で一番少ない年度は平成22年度でして、そのときが446人でした。そして27年度、ことしの4月1日では474人というような経緯をたどっております。

以上でございます。

○15番(和地仁美君) 先ほどの企画財政部長の御答弁で、大体イメージはできますが、今御答弁いただきました平成19年度、近年で一番多かった505人のところと、今現在は505人よりも少ない474人の職員の方で行政運営されているということですが、絶対的に事務量はふえているというのは、今までの御答弁でわかりますけれども、どうでしょう、その505人の職員で行政運営をやっていたときと、今の474人で行政運営やっているときの事務の事業量について、肌感と言ってしまおうとちょっと乱暴ですけども、どれくらい業務量がふえているのかというのは、何か御答弁いただければ幸いなんですが。

○企画財政部参事(田代雄己君) 平成19年度から、この平成27年度までの推移という形で、1回人数は減ったんですけど、さらにふえたということです。減った要因としましては、指定管理者制度を導入したり、あるいは民間委託できるものは民間委託する。そして、退職者を補充しないで嘱託等で切りかえたり、そういう経緯をたどって行政改革の趣旨にのっとりまして職員数を減らしてきた。そういう経緯がありましたけれども、それが平成22年度以降、どんどん少しずつですけどふえておまして、その大きな要因としまして、やはり今お話が出ておますような新たな制度への対応ということが多いと思います。例えば、子ども・子育て支援事業だったり、そういう形で新しい主査を配置したり、あるいは職員もふやしたり、あるいは観光施策なども力を

入れておりますので、そういう対応で人をふやしたり、あるいは障害者自立支援法などの対応、新制度ですね、そういう対応の関係で職員をふやしたりという形で、やはりそれに対応するような職員を配置してきた経緯はございます。

それで、御質問にありましたような肌感という形ですか、どのぐらい仕事がふえてるかということですが、恐らく1人の職員が負担する量と、その複雑さと多様化という面では、その当時よりもふえてるような感じを持っております。

以上でございます。

○15番（和地仁美君） 確実に仕事の内容は複雑化、量的にもふえているということでしょうけれども、1回減らしたけれども、観光施策であったり、子育て支援であったりというところを少しずつふやして、一番少ないときよりはちょっとふえた476人ということだと思いますが、最後に肌感でおっしゃっていただいた一人一人の職員に対しての仕事の複雑さや量はふえていると思うという部分に対して、そのふえた仕事の量と職員数のギャップを補うために、どのような対策を打ってらっしゃるのか教えてください。

○企画財政部参事（田代雄己君） そのギャップを埋めるためでございますけれども、やはりそこは現場の声をきちんと聞くということが中心になるかと思っております。ですので、まずは組織定員のヒアリングということを毎年実施しております。それとあわせて、人事担当部とも調整する中で、最終的には理事者の御指示をいただいて定員を決めるような状況でございます。場合によっては、その事務量がふえておれば、人事部のほうの配慮をいただいて職員を採用していただいたり、あるいは予算的な面ですと臨時職員を雇用していただいたりという形で、行政サービスを推進するために適切な方法で業務を行っているような状況でございます。

以上でございます。

○15番（和地仁美君） ちょっと今までは、最初から従来の行政がやらなきゃいけない仕事に上乘せというんですかね、ニーズの多様化であったり、地方分権が進んで新たにきた事務関係のことを聞かせていただきましたが、一方で従来あった業務の効率化という部分で、人の活用を変えられる部分もあると思うんですが、例えばマイナンバーなどで、今回コンビニで証明書の発行などができるということで、発行業務のところは少し軽減されるんじゃないかなというふうに私自身は思ってるんですが、そういったいわゆる従来やっていた市役所がやらなきゃいけなかった業務というものを、効率できるような部分というものが、何か具体的にありましたら教えていただきたいと思います。

○行政管理課長（五十嵐孝雄君） 従来から市役所のほうで行っていきまされた業務における人的な効率化の視点での取り組みということでの御質問かと思いますが、長期的なスパンで効果が見込まれるものまでを含めると、先ほども若干触れましたけれども、行政評価制度、こちらなどを活用いたしました業務プロセスの見直しでありますとか、あるいは手作業で行ってまいりました事務の電算化、そして指定管理者制度の活用等を含みます民間活力としての業務の委託化などが挙げられるかと思えます。また、人的な効率化という視点からは若干ずれるかもしれませんが、市民協働でありますとか、官民協働、こういったものを推進していくことは、地域の方々、市民の方々と市との間において、より効果的な役割分担をしていくというようなお話になってくるかと思えますので、結果として業務の効率化が図られる、こういった側面もあるのではないかとというふうに認識してございます。

以上でございます。

○15番（和地仁美君） そうですね。今後、新給食センターができ上がった暁には、その運営も委託をする

ことも市のほうでは計画をしているようなことも見ましたので、そうすると給食センターでお仕事いただいた職員の方たちが、またほかの業務に当たられるという形で、さまざまな、内容の効率化と、あとは外部委託をするだとか、指定管理にするだとか、そういうことも一つの工夫として、新たに必要なところに職員の方を有効的に活用されるというやり方をされているのかなというふうに理解します。

それで、一方で今、従来、市役所がやらなきゃいけなかったこと以外にも、行政ニーズの多様化ということで、まち・ひと・しごとなんかを見ますと、ちょっと行政のほうでお見合いまでしなきゃいけないのかな、それが市役所の仕事になるんだというふうに、ちょっと個人的には驚きを持って見ましたけれども、そういった従来、市役所がやらなかったことをいろいろと、市長答弁の言い方でいえば行政需要が拡大しているということになると思うんですけども、現在市役所の組織、部とか課がいろんな専門の分野を持って編成されてると思うんですが、いろいろそういった今までないようなお仕事とかが来た場合に、今後必要になってくると思われるそういった組織体制というか部や課、もしくは現在この事業はここがやるべきだというのがよくわからなくて、とりあえず今あるこの課に、やむを得ず、そこをやっておきなさいという感じで担当、どこかの部とか課がカバーをしているというような形で進めているようなことがあるのかどうか、そちら教えていただければと思います。

○企画財政部長（並木俊則君） 今後、私どもが考えた中で、今からですと平成29年4月1日、来年度——29年度以降ということでお話を申し上げますと、これから平成28年度——新年度になりますと、来年度に向けた組織体制の準備に入るところでございますが、現在そのいろいろな考えを持つてる部分では、まず1番目に、ここ、市長の施策でございます、重要施策でございます「日本一子育てしやすいまちづくり」、これに関しては今後も組織体制の充実強化が求められますので、これについては一番先に組織としても考えていかなきゃいけないというふうに常に思っております。

2つ目につきましては、ここのところ私どもでいろいろとお話が出てたり、意見も聞いてるところの部分でございますが、シティプロモーション、こちらの部分が、私どもとしましても政策的なことを含めまして、不足しているというふうに認識はしてございます。各市の状況を見ますと、そのような担当セクションも、この多摩の26市の中でも少しずつ出てきている部分でございます。そういったものも考えていかなきゃいけないというふうに思ってます。

それと、3つ目としまして、やはりどうしても私ども、マネジメントの部分というのが、非常に市の場合は、市役所の場合は薄い部分がございます。その部分で、公共施設等の今総合管理計画の策定も、平成28年度に行いますんで、そういったものを踏まえた中で、組織横断的な部分を含めてのマネジメントの機能を有するようなセクションが必要じゃないかというふうに思っております。

それと、これは東京都の特有なことになるかもしれませんが、4つ目としまして、2020東京オリンピック・パラリンピックの関係でございますが、こちらについてももう4年後に迫っております、現在、担当の部署は企画財政部企画課のほうであります、28年度もそのまま実施をいたしますが、29年度以降に向けては、この辺のところも、多摩の26市もいろいろと今、担当部長会のほうでも考えてございますので、その辺のところも必要になってくるんじゃないかなというふうに思っているところでございます。いずれにつきましても、平成29年4月1日以降の組織体制の中で考えてまいりたいというふうに思っております。

それと、もう1点の、どうしても先ほど私のほうで申し上げましたが、国の施策、東京都の事業の関係で、市のほうで組織体制がないままで行う事業というのも当然あります。市としても、そういう事業もございませ

そういった中で、今市長のほうから指示をいただいておりますのは、担当のセクションが幾つの部、多くの課にわたっても、庁内の連携をもってして総力で対応せよということで指示をいただいておりますので、今各事業を実施していく中では、そういう庁内の連携というのが非常に重要になっておりますので、今後そこに重点を置きながら事業の実施、推進に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○15番（和地仁美君） 今のちょっと御答弁を聞いて、率直にそれはよかったなと、29年度以降、よかったなというふうに思いましたが、市長のおっしゃってるところの総力を挙げて横の連携でやっていけというのは、それはもう基本的に必要なことですが、言い方を変えると気合いでできることと、仕組みで支える部分というのがあると思っておりますので、先ほどの横断的にマネジメントをする公共施設の件などは、やはりそのミッションを持ったセクションというふうにしたほうが、連携がとりやすくなるという部分もあるでしょうし、東京オリンピック・パラリンピックは、前、国体がありましたけれども、国体のときは国体担当の方がいらっしゃって、そこに情報が集約して、そこからまた枝分かれするというような仕組みだったと理解してはるんですが、オリンピック・パラリンピックですと社会教育、学校教育、ほかのいろんなことが、ボランティア関係とか、いろんなことがかかわってくると思っておりますので、一つに集約して、期間限定になるかもしれませんが、そういうほうが効率が上がったり、どこに聞きにいけばいいのかというのがわかりやすくなったりという部分があると思っております。

今の御答弁ですと、平成29年度4月以降ということでしたが、そうしますと実際にそういった需要というんですかね、必要性があってそういうものをつくるか、組織、セクションをつくるかどうかということかとは思いますが、そのセクションを設置するしないということであったり、もしくは担当を1人つける、つけないであったりということは、具体的には誰の判断というか、どうやって最終的に決めるんでしょうか。

○企画財政部長（並木俊則君） 毎年度、先ほどから御答弁の中でも申し上げている部分でございますが、新年度になりますと、その次の年度、今でいいますと29年4月1日以降の組織体制のこと、あるいは定員のこと、人員のことにつきまして、まず新年度に入りますと各課のヒアリングを行います。その中で、当然のごとく、同時に平成29年度以降の市長の施策、あるいは主要事業、こういったものの調査検討も入ります。ヒアリングも入ります。それと同時に、平成29年度の予算編成も入ります。そういったものを全て組み合わせながら、組織体制もいろいろなことで検討していくというふうになりまして、いろいろなことを考えた中で、施策の推進も考えた中で、組織定員のあり方ということで、最終判断につきましては市長が行うものでございます。

以上でございます。

○15番（和地仁美君） 今までいろいろと行政運営というか、市役所の中って言えばいいんでしょうか、大きなところからちょっと御質問させていただいて、さまざま自分たちが心構えていないうちに、国や都のほうからという部分もあって、慌てて対応したり、いろいろと御苦労もあるんじゃないかなというふうに思いますが、徐々に29年度の4月から体制も少し変わるのかなというふうにわかりましたので、もうちょっと視点を身近なところというか、先ほど壇上で言わせてもらいました②の今後の幹部の方の退職に対応する組織体制というふうに移っていきたいと思うんですが、実は私のところに市民の方から、1件とは言わず複数件ですね、内容は、詳細は違いますけれども、大きく言うと、今度、年度が変わりますといろいろと異動があると思いますが、年に2回ぐらいですかね、大きな異動の時期というのはあると思っておりますけれども、前任者の方が異動してしまった後に、ちょうどそこにかかった案件みたいな場合、市民の方が異動されたことを知らないで、「誰々

さんと話していた件ですけど、その後どうなりましたか。」みたいな問い合わせをした際に、「その前任者は異動したので、ちょっとわかりません。」というふうに対応されてしまったりとか、「わからないんですか。」って言った場合、「いや実は私も新しくここに来たのでよくわからないんですよ。」っていうようなお答えをされる方が複数名、私の知ってる限りであります。それは声として届いてますけど、もしかしたら声として届かない、そういった組織的なほころびと言ったらいいんでしょうかね、そういうことをお聞きすることがあるんですが、異動というのは市民の方には関係ない事情ですので、そういった異動のときに、市民の方に御迷惑をかけないためにも、その業務の引き継ぎというのはどのような形でされてるんでしょうか。

○職員課長（原島真二君） 異動の場合の事務引き継ぎということでございますけども、通常は事務引継書というものでやっております。事務引継書の内容につきましては、年間のスケジュールでありますとか業務の手順、また課題や問題点を記載するもので、引継書自体は上司の決裁をいただくような形になっております。また、個別の案件についての記載をどこまで求めるかというようなことにつきましては、事務引継書には書いてはおりませんが、その引き継ぐ内容については、必要と思われる事項の中に、そのような個別の引き継ぐべき事項については記載すべきだというふうに考えております。

以上です。

○15番（和地仁美君） いわゆる仕掛かり中のもので、その前任者が必要だと思ったら書くということですよ。もし私がその後任の者で、市民の方から知らないんですかって言われたら、私は前任者に何で教えてくれなかったんだって怒りたいと思いますよね。でも、そういうふうな気持ちが出ないから、私も新しいんでというふうになってしまうのか。それは、市役所の中、全部はそうというわけではありませんけども、市民の方は対応された方を「市の人」という言い方をしますから、そういう現象が一つあると、市はこうなんだって思われてしまうっていう看板を背負っている部分もありますから、そこは本来であれば新しく異動してきた方が、そのことを引き継いでもらってこなかったことを怒ったり問題視して、そういうことが二度とないようにするような動きがないと、多分なくならないんじゃないかなと思いますけれども。例えば、どうしてそういう大切だと思うかどうかを前任者が書くか書かないかというのは、上司の方もそこまで詳細はわからないから難しいと思うんですが、どうしてこういうことが起こってしまうのかっていう原因について、考えられることがあったら教えていただきたいんですが。

○総務部長（北田和雄君） 引き継ぎの際の不適切な発言と言わせていただきたいと思います、職員の。どうしてそういうことが起きたかということですが、具体的な内容がちょっとはっきりしないので判断が難しいんですが、福祉とか税とか、そういう分野で個別の相談がある場合は、必ず相談記録が残りますので、担当者がかわっても過去の経過はそれを見ればわかるようになっております。ただ、不特定多数の人を対象に定例的に行う事務、例えば市民課での住民票の発行ですとか、あと課税課での課税証明の交付だとか、そういった業務につきましては数も多いですから、定例業務ですから、一々記録に残すということはしてませんし、これはできません。そういった中で、いろんなやりとりの中からそういうものが出てきたのかなというふうには推定はできます。

ただ、わからないことというのは、異動したばかりじゃなくてもあるんですよ。何年やっても、聞かれたときに特殊なことを聞かれればわからないんです。そのときは、わからないと正直に言うことが必要で、ただ時間をいただいて調べますという対応をすべき話であって、原因が異動したばかりだとか、そういうところに原因を求めるのはやはり間違いです。ですから、これは職員の意識として、わからないことがあることは別に



問題ございません。ただ、わからないということはどういうふうに相手に説明をして、時間をいただくなりしてちゃんと対応するか、そういう接遇の問題だというふうには認識してます。その辺は接遇研修とかで、今後は十分注意をしていきたいと考えてます。

以上です。

○15番（和地仁美君） 先ほど不特定多数の対応をされているところというのが、部署としては大変だというのはわかりますけど、サービス業のいたし方ないところですが、相手は自分が中心です。ですので、不特定多数というのは受けているほうの言い分という形になると思います。それにあと今、総務部長おっしゃられたとおりに、やっぱりそこって接遇の技術って言ったらかわいいですけども、最初はわからないとなっても、とっても親切に対応してくれたっていう印象で終わらせるっていう部分が非常に重要だと思いますので、ぜひともそのようなことがないように徹底していただければな。市役所の人というふうにくくりにされてしまうと、プライドが傷つかる職員の方もいると思いますので、ぜひともお願いしたいと思います。

こういった日常的な、その前任者も庁内にいるわけですから、聞こうと思えば聞きに行けるわけですね。なので、まだいいんですけども、先ほど壇上で申し上げましたように、今後いわゆる市の幹部の方が退職されてしまうと。そうすると、庁内にいませんので、その部分の大きな引き継ぎであったり、この業務の交代って言えばいいんでしょうかね、そういった部分がちょっと心配になってくるんですが、今後、参事とか副参事とか主査、主事、主任など、いわゆる一定の責任を背負われて業務に当たってらっしゃる方が退職を迎えてくる時期になると思うんですけども、ここ数年の間で一番山場というんですかね、一番多くの方が退職をされてしまって大変になる、心配かなって思うような年、年度って言えばいいんでしょうか、あれば教えてください。

○職員課長（原島真二君） いわゆる退職の山というようなことだと思いますけども、平成27年度の退職者につきましては、参事職が3名、副参事職で4名の方が退職予定です。また来年度である28年度につきましては、参事職5名、副参事職が3名ということでありまして、ちょっと先になりますけども、平成36年におきましては参事職2名、副参事職が5名というような、今の状況ではこのようになっております。

この山場となる考える理由ですけども、今年度退職する参事職3名ですけども、ポストでいうと16名のうちの3名ということですので、ポストに占める割合が19%と2割近い数字の人数となります。副参事職につきましては4名ですけども、全体の中の44名ポストがありますので9%、約10%の人が退職されるということで、非常に山としては大きくなるかなというふうに認識しております。

以上です。

○15番（和地仁美君） 2割近い方が、ちょっと新任の方になるのか、ちょっと入れかえがあって、新たに部長職とか新しい上のポストになった方は、今まで知らなかった業務とか、今まで見えてなかったものが見えてきて、あとマネジメントも入ってきて、まず自分の新たなポストのことを完璧にするというか、そこをこなすというか、ふさわしくなるようなことをやらなきゃいけないって、そうすると今まで自分が現場のリーダーや中心になってきたところも、下から新しい方がいらっちゃって、バトンをつなぐ感じですよ。そうしたときに、やっぱりマネジメントをやられる方が、そこに集中してより効果的に力を発揮していただくためには、この現場のリーダーとなるような方たちが、しっかり支えるというような形にならなきゃいけないんですけども、その先ほど言った採用を控えたり何だりって言って、ちょっと谷になっている年齢層の方が、そろそろそういうところにいらっしゃるんじゃないかなという部分があるんですが、その組織の安定を図るとこ

ろで、何か心配なことが、それは一人一人がどうというよりも、その年齢、経験のパワーの問題ですので、その上の2つは上手にバトンを渡せたけど、もう一つの実際に現場を任せるところのバトンをつなぐところが、ちょっと人数的に薄くなっているようなところという——年というはあるんでしょうか。

○職員課長（原島真二君） ただいまお話のありました採用しなかった年というのが、平成8年から平成13年の間、6年間と、やっぱり一般事務に限ったことでありますけども、あと平成19年、20年に事務職は採用してないことがあったんです。例えば平成8年のころに、これ20年前になりますけども、今、例えば22歳の人を採用してたとすれば44になりますし、平成13年に採用すべき人が22歳だとすると37歳というところの年齢になります。30代半ばから40代半ばぐらいで、ちょっとギャップがあるというのは、確かにおっしゃるとおりでございます。そういうことの対応をどうするのかというようなことでございますけども、職員の事務マニュアルの研修なんかも行っておりますので、支障のないように事務を引き継いでいくというようなことは非常に大切なことだと思っておりますので、研修等で滞らないような対応をしてるところでございます。

○副議長（中間建二君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時29分 休憩

---

午後 2時39分 開議

○副議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○15番（和地仁美君） そうしますと、市の重要な責任を負ってやっていた方々の退職があっても、組織力は低下せず、研修などで補っていかれるということでしたが、主査、参事の方とか、いろいろな先ほどから出ている大きな計画を統括されたりと、さまざまな業務に当たってらっしゃった方だと思いますので、一般の引き継ぎよりは、引き継ぎについても非常に重要になってくると思いますし、量も多いと思いますので、本当に市民サービスの維持向上という視点で、引き継ぎ期間が必要以上に、やめてからじゃないと新しい人はわかりませんとか、ちょっと前にはわかると思いますけれども、その期間で足りないようでしたら、再任用ですと非常にコストもかかると思いますので、何かしら週に1回とか、職員の方にメンターをつけているような感じで、本当に重要な部分であれば週に1回来てフォローして、円滑な引き継ぎができるようにみたいなのも、工夫の一つとして考えていただいて、その組織的な人事面での山場を円滑に進めていただければ、そのコストは決して無駄ではありませんので、そんなアイデアも考えながら山場を乗り切っていただきたいというふうに思います。

先ほど基本的に一般職員の方については、ゼネラリストで採用して育成するということで、今後、行政ニーズが広がったことで、もしくは深くなったことという言い方になってもいいのかなと思う分野もありますので、スペシャリストの方の必要性について壇上で触れさせていただきましたが、まず短期ジョブローテーションというのは、自動的に10年かけて3つぐらいの部署を見てもらうということですが、いよいよ本格的なキャリア形成に入られるときに、異動先について本人のキャリアビジョンや適性や能力を総合的に判断して行っているということでしたが、先ほど壇上でもスペシャリストという言葉を使わせていただきましたので、その最初のジョブローテーションが終わった後の異動の決定の仕方について、もう少し具体的に教えていただければと思います。

○職員課長（原島真二君） 短期ジョブローテーション後の配置というようなことでございますけども、3年以上の在職者につきましては異動申告書の提出を求めています。その中で、キャリアビジョンに対する考えや

希望職場、希望する分野などにつきまして、記載することができるものとなっております。また、異動申告書の中には、新たに取得した資格などの記載欄もありますので、このような内容を総合的に判断した上で異動先を決めてるという実態がございます。

以上です。

○15番（和地仁美君） そうしますと、御本人の興味や得意な分野ということで、御自身で資格を取られたり、もしくはこういう分野に興味があるので、ぜひその分野を追求したいというか、そういった部分の申請も出されるというふうに理解しましたけれども、それはそのとおりになるかどうかというのは、先ほど言った能力や総合的な判断ということになると思いますが、そういった観点でいいますと、スペシャリスト的な人事異動も可能というふうに御答弁でもありましたので、私としてはスペシャリストがいたほうが、市民サービスの向上が図れるんじゃないかなと思われる分野もあるんですけれども、高度化、多様化する行政サービスに対応するために、例えば専門的な能力であったり、先ほどから使わせていただいているスペシャリストというのが、導入ができるような分野が、想定がありましたら教えていただきたいと思います。

○職員課長（原島真二君） スペシャリストが導入できるような分野というような御質問でございますけども、例えば法規でありますとか広報でありますとか情報管理などの分野におきまして、専門的な知識や資格あるいは能力が必要であるのではないかと考えております。

以上です。

○15番（和地仁美君） よくいろいろな市役所では、福祉関係の部長は異動が非常に少なく、長くやられているような話も伺ったことがありますし、先日、地域包括ケアシステムの和光のほうなどを見させていただいたときも非常に、一般的に言うとかリスマ公務員というんですか、やっぱりそういう方の力という部分が、非常に市民サービスの向上に役立っているな。その人がいなくてもできてたのかもしれないけれども、その部分は否めないというふうに私感じます。あとはもうちょっとおもしろい例でいいますと、野火止関係のところを環境部長と一緒に、あれは清瀬市ですかね、新座市の職員の方も、十何年ですか、もう長い間、社会教育の関係でそこをやられて、もう知識があふれちゃって話が横道にすごく広がっていきまして、ただそれは社会教育や市の文化を継承するために、やっぱりあれは長い年月のたまものじゃないかなという、それが必要かどうかということは別として、やっぱり一定の効果というのはあるのかなというふうに思いました。

先ほど市長答弁のほうで、新たな人事制度の導入についても検討するということでしたけれども、先ほど御答弁で法規や広報や、さまざまな分野で一定の専門的な能力や知識が必要だと想定しているということでしたので、どうでしょう、このスペシャリスト的な、必要な分野などについての新たな人事制度の導入などについての何かお考えがあれば教えていただきたいと思います。

○総務部長（北田和雄君） 専門職の定義になるかと思うんですけども、福祉分野とか税分野とか、そういうところでは専門的な知識が求められる部分はあります。ただ、これは専門職というレベルのものなのか、あるいは経験等の積み重ねで得意分野として職員が身につけられる分野なのか、その辺の線引きはしっかりする必要があります。と思います。

市長答弁のほうで、今後新たに導入を検討しなきゃいけないというふうに述べたのは、本当に専門的に特化した部分でございます。先ほど職員課長のほうが、法規ですとか広報とか情報管理という分野がありましたが、法規につきましては弁護士的な法的な知識、広報につきましてはPRの関係ですね。これは広報代理店でPR担当の役員がいるように、かなり専門性の高い知識も必要としますし、あと情報管理、これについても県レベ

ルですと電算システムを業者と対等に議論するために、情報官というようなSE上がりの職員を置いたりというようなこともしています。ほかにも幾つか、公認会計士とか、そういう職を使って、福祉団体の今、指導監査をやってますから、その経理のチェックをするとかいうふうなのがありますので、そこで活用してる例もあります。

ただ、こういった本当に専門的な高いものというのは、職員として中で長期抱えるというのは非常に難しい問題があります。ほかの市でよく導入してるのが、任期つき採用ということで3年なり、あるいは5年ぐらいの期間で採用して、その間に組織のほうにそういった専門的知識を移してもらえという制度を入れております。先ほど来、議論になってますとおり、行政の中身の高度化に対応するためには、こういった本当の専門的な知識の導入というか、組織への注入というのを考えなきゃいけない時期に今来ているという意味で、検討をする必要があるというふうに答弁したものであります。

以上です。

○15番（和地仁美君） 確かに前回取り上げさせていただいた、例えば流山なども、多分民間企業で経験や人脈を培われた方の——多分任期つき職員の方などを活用されてるんじゃないかなというふうに思いますけれども、一方でやはり経験が物を言うという部分がある方が、一定の分野に従事されることによつての安定感であったり、広がりであったりという部分もありますので、今、総務部長のお答えになっているスペシャリストという方は、本当にその分野で生きてきた方みたいな、外部からの方の活用をおっしゃってたと思うんですけども、やはり職員の方の中でも、そういった安定性という意味や、継続性っていう意味を考えた人事を、評価の部分とかさまざま処遇の部分だとか、いろいろ課題はあるとは思いますが、今後の行政ニーズや、新しいさまざまやらなければいけないことをよく見ていただいて、柔軟に対応いただいて、何はともあれ市民へのサービスの維持向上、あとは大きな目標でいいますところの持続可能な行政という意味で、選ばれるまち、ずっと住み続けたいまちになるための、やはり体制を整えることが、一番大切なんじゃないかなと思います。

平成28年度から30年度の実施計画が出てるとも思いますけれども、そこではこれからの3年間では34億8,300万円の財源不足が見込まれていると書かれてました。それに対する歳入の対策については、大きなものも小さなものもあります。放置自転車の撤去をして3年間で15万円補いますとか、桁がちょっと違うんですけどね。財源が不足していること、有料広告の拡大で3年間で60万円、頑張つて稼ぎますっていうのもありますけれども、本当に大きな長期的な目で見たら、持続可能な行政運営というふうに言いますと、やはり市長の一番重要な施策の日本一子育てしやすいまちという言い方がいいのかわかりませんが、とにかくいわゆる若い方、これから子供を産み育てる方たちの市民の人たちに選ばれるまちにするための施策が、やはりこういう長期的な視線では必要ですし、それは人口をふやしていくという形になると、例えば日本一子育てしやすいまちを今目指してますけれども、目指すのではなく、狙える組織がないと、お金はもう限界があるので、あとは創意工夫と、やはりそういったサービスをつくっていく、そして長期的には選ばれるまちになるという好循環をつくれるような体制がないと、やはり難しいと思います。

それで、職員の方というか、市役所の方には、ぜひ言っていたきたいのは、人が足りないからここまでですという、目標は達成したけど、その中身がベストですと言えるような状態に、逆に自信を持ってあと10人いればできるんだから10人ふやしていい結果出すよというふうになれば、人件費がどうのというよりも、もっと長期的に市民には還元できるものになるという自信を持った体制で、いつもちょっと後ろ向きに、人が足りない、残業が多いみたいになっちゃうと、何となくシュリンクしていくようなイメージになっちゃうので、

ぜひともそういった日本一子育てしやすいまちを実現できる、目指すというより狙える組織体制にして、さまざまな行政ニーズに対応した、地方分権が進んだ中でも勝ち続けるまちという形にさせていただきたいと思いますが、最後に私としてはベストな体制で、ベストな結果を出せるっていう体制で臨んでいただきたいと思いますので、市長の御所見を伺いたいと思います。

○副市長（小島昇公君） 持続可能な行政運営というところで、ベストな体制で臨むというところですけども、おっしゃるとおりだというふうに理解をさせていただきます。市長は「日本一子育てしやすいまちづくり」を目指すというのは、今御質問者がおっしゃったところと、まさにそのとおりだというふうに認識させていただきます。やはり子育ての世代にたくさん入っていただいて、まちを活性化するということが、30年後、東大和が東大和として元気に生き生きと過ごせるというのには不可欠だというふうに考えてございます。

そのためには、まち・ひと・しごとのお話も先ほど来、出ておりますけども、人口ビジョンをつくる中で、今8万6,000人いる市民が、やっぱり7万人そこそこになってしまうというのが推計の中で出てきてます。きょうの新聞の中も、2010年の国勢調査と15年の国勢調査の結果が出ておりまして、5年の比較で多摩の12市町村は既にもう減少に転じていると。お隣の立川あたりも減っていて、まだ減少にならないと思ったけどというようなコメントが載っておりました。

幸い東大和は2,000人強ふえているという状況ではございますけども、手をこまねいていると人口が減少する。そして、高齢化が進むということは避けて通れないということだと考えております。このことは、まさしく市税収入は減りますし、それから社会保障関係の経費、これはふえます。ですから、そのところを市民の方が住んでよかったなと思っていただけるためには、やはり将来を見据えた長期的な視点に立っての市政運営を行っていく必要があるというふうに考えてございます。

そのようなところで、一番大切なのはやはり人、職員だというふうに認識をさせていただきます。ですから、この行政課題に後ろを向かないで、前に向かって対応していく、そういう職員を育成することが非常に重要だという認識を持っております。数多くの職員の中から、厳しい試験を勝ち抜いた人に職員として働いていただいてもらってますので、能力は持っている、間違いないと思っています。ですから、この能力を伸ばしていけるような組織をつくって研修していくことは、私たちに求められてることだというふうに考えております。ですから、先ほど来、出ておりました研修もそうですし、本当に必要な専門職の方を外部から一時的に入ってもらうことも視野には入れております。真に必要なところには、真に必要な職員を宛てがう。ただ、人数を減らせばいいということじゃなくて、そういったところを今後とも検討しながら、バランスを考えた組織を検討していきたいというふうに考えております。これを対応することによりまして、東大和市民の皆さんが大和に住んでよかったよと、それがベストな体制で、ベストなまちづくりにつながるというふうに考えております。

以上でございます。

○15番（和地仁美君） 私も無駄はいけないと思いますけれども、やはり業務がふえたことに対して、胸を張って、こういうふうにはやってるんだというふうに言えるような体制で臨んで、いい結果を出していただきたいですし、何足ものわらじを履かされて、それでせっかく能力がある職員の方が、国や都からおりてきて、これからは自由に、うちのまちに合った形にできるんだって、わくわく感を持ってやるよりも、やらされてるなという気持ちでやるのでは、やはり結果も変わってきますし、せっかくの能力も生きませんので、そのなかなかバランスをとることは難しいと思いますが、職員の方が生き生きすることで、まちも生き生きするという部分もあると思いますので、ぜひともそこはやはり市長のリーダーシップによって、きちんと見きわめをしながら

ら、市民の方が安物買いの銭失いみたいな形にならないように、必要なものは必要で、長期的に見てよかったと言える結果が出せる体制で臨んでいただきたいというふうに思います。

以上で、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○副議長（中間建二君） 以上で、和地仁美議員の一般質問は終了いたしました。

---

#### ◇ 二 宮 由 子 君

○副議長（中間建二君） 次に、5番、二宮由子議員を指名いたします。

[5 番 二宮由子君 登壇]

○5番（二宮由子君） 議席番号5番、興市会、二宮由子です。通告に従いまして、平成28年第1回定例会における一般質問を始めさせていただきます。

初めに、（仮称）東大和市総合福祉センターについてでございます。

平成15年、東京都が村山大和保健所建設を中止したことにより、建設予定地であった桜が丘2丁目跡地を、市が保健医療福祉施設として活用を図る場合、東京都から市場価格よりも減額して譲渡されることとなりました。平成18年8月、東京都に保健所建設予定地跡地の利用計画についてを提出、平成19年に東京都から用途を限定した上で用地を取得し、市は地域福祉の拠点となる総合福祉センター建設に際し、市民の声を反映させるために学識経験者や市内福祉団体関係者、公募による市民が委員となる（仮称）東大和市総合福祉センター建設市民懇談会を設置、また平成21年に市民の意見を尊重した基本設計を策定するための（仮称）東大和市総合福祉センター基本計画策定検討委員会を設置し、協議、検討を重ね、平成22年2月に基本計画（原案）を策定しました。

しかしながら、厳しい財政状況により、当面の間、基本計画の策定は延期することとなり、尾崎市長就任後、市の福祉政策のあり方や整備方法など、再度検討が行われ、平成24年7月、民設民営方式を導入した（仮称）東大和市総合福祉センター基本計画を策定、施設整備事業者募集要項に基づく公募の結果、平成25年3月に事業実施者が決定されました。4月には事業実施者である社会福祉法人と協定を結び、平成26年9月に基本設計案がまとまり、平成27年5月より工事着工、平成28年10月、新たな地域福祉の拠点となる（仮称）東大和市総合福祉センターが開設される予定となっております。

このように長い年月をかけ、さまざまな分野の方々との協議、検討を重ね建設されている（仮称）東大和市総合福祉センターは、当市の障害福祉、地域福祉の中心的な役割を担う場として、総合福祉センターの理念に基づき、利用者の立場に立ち、地域の方々から親しまれる施設として安定した事業の実施が重要であると考えました。

そこで、お伺いをいたします。

第1に、平成28年10月開設に向けての進捗状況について。

ア、施設整備等の状況は。

イ、事業概要は。

ウ、今後の課題は。

第2に、みのり福祉園利用者及び保護者の方々への対応について。

ア、現状は。

イ、意見及び要望などは。

ウ、移行に向けてのスケジュールは。

エ、今後の課題は。

第3に、社会福祉協議会や市内各団体等との連携について。

ア、現状及び対応は。

イ、運営協議会等についての考えは。

ウ、今後の課題はなど、お聞かせをいただきたくお伺いいたします。

続きまして、選挙管理についてでございます。

選挙権年齢を20歳以上から18歳以上に引き下げる改正公職選挙法が2015年6月に可決、成立し、夏の参議院選挙から選挙権年齢が18歳以上に引き下げられます。世界的にも選挙権年齢は18歳が一般的で、これにより日本も国際標準に追いついた形となりました。また、選挙権年齢の引き下げは1945年に25歳以上から20歳以上へと引き下げられて以来、70年ぶりの見直しで、18歳から19歳の約240万人が新たな有権者として加わることとなります。若者の政治意識を高め、若者の声を政治に反映させるためにも、投票率低下に歯どめをかけられるかが課題であり、市としても社会や地域の課題を自分の問題と捉え、主体的なかかわりを教える主権者教育推進の取り組みが重要であると考えました。

そこで、お伺いをいたします。

第1に、公職選挙法改正等に伴う市の取り組みについて。

ア、現状及び対応は。

イ、今後の課題はなど、お聞かせいただきたくお伺いいたします。

以上、この場におきましての質問を終了させていただきますが、再質問につきましては御答弁を踏まえまして自席にて行わせていただきます。よろしくお伺いいたします。

〔5 番 二宮由子君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、（仮称）東大和市総合福祉センターの施設整備の状況についてであります。施設整備につきましては、平成27年の5月から工事が着手され、平成28年7月末に竣工する予定であります。平成28年1月末現在の工事の進捗状況につきましては、全体の約6割程度完了し、順調に工事が進められているとのことであります。

次に、（仮称）総合福祉センターの事業概要についてであります。平成27年7月から市と事業実施者により、平成24年に策定しました（仮称）総合福祉センター基本計画に基づき、実施する必須事業として、10の事業につきまして実施概要の協議を進めてきたところであります。

次に、（仮称）総合福祉センターの今後の課題についてであります。第3次東大和市障害者計画・第4期東大和市障害福祉計画では、（仮称）総合福祉センターを障害者の地域生活支援の中心的な役割を担うものと位置づけております。このことから、基本計画に基づく必須事業である10の事業が円滑に実施されるよう、引き続き事業実施者と緊密に調整を図ってまいりたいと考えております。

次に、みのり福祉園利用者及び保護者の皆様への対応についてであります。市ではこれまでみのり福祉園の保護者及び地域活動支援センター利用者の皆様に対しまして、（仮称）総合福祉センターの施設整備及び事業概要等の説明会を適宜実施してまいりました。また、平成27年10月からは、みのり福祉園において事業実施者による引き継ぎ業務を開始し、就労継続支援B型及び生活介護事業の利用者及び保護者の皆様との個別面談

を順次実施しております。

次に、意見及び要望等についてであります。みのり福祉園の保護者及び地域活動支援センター利用者の皆様からは、さまざまな御意見及び御要望をいただいております。市では、これらの御意見及び御要望につきましては、可能な限り反映できるよう事業実施者と調整を図りながら進めているところでございます。

次に、移行に向けてのスケジュールについてであります。平成28年4月からは現在行っております就労継続支援B型及び生活介護事業の引き継ぎに加え、地域活動支援センター事業、計画相談支援事業などの引き継ぎを行い、平成28年9月末までの間、移行業務を円滑に進めてまいりたいと考えております。

次に、今後の課題についてであります。長年、みのり福祉園を利用してこられた利用者及び保護者の皆様が、安心して（仮称）総合福祉センターを利用していただけるよう、事業実施者と連携、協力を図りながら、適切に引き継ぎ業務等を実施してまいりたいと考えております。

次に、社会福祉協議会や市内各団体との連携についてであります。 （仮称）総合福祉センターで実施する予定の相談支援事業及び地域活動支援センター事業の中で、社会福祉士等の専門職員を配置して、地域の関係機関の連携強化に取り組む予定であります。その中で、社会福祉協議会や市内関係団体と連携を図りながら、事業の実施に取り組んでまいります。

次に、運営協議会等についてであります。 （仮称）総合福祉センターは、障害者計画、障害福祉計画において、障害者の地域生活支援の中心的な役割を担うものと位置づけられていることから、今後、連携が図れるよう事業実施者と調整を図ってまいりたいと考えております。

次に、今後の課題であります。 後はさまざまな関係団体等との適切な役割分担と円滑な関係づくりが必要であると考えております。

次に、公職選挙法改正等の現状及び対応についてであります。公職選挙法の改正で、選挙権年齢が満20歳以上から満18歳以上に引き下げられました。選挙権年齢の18歳引き下げに伴い、市では平成27年7月16日に都立東大和高校で、東京都選挙管理委員会事務局と共同して、3年生全員を対象にした出前授業を行いました。また、平成28年3月2日には、都立東大和南高校で、3年生全員に対し出前授業を行います。さらに、4月にも東大和南高校での出前授業を予定しております。選挙人名簿につきましては、平成27年度中に選挙人名簿に関するシステム改修をし、平成28年の夏に執行予定の参議院議員選挙に対応するため、準備を進めております。

次に、今後の課題についてであります。選挙権年齢の引き下げの周知徹底及び投票率の向上が課題であると認識しております。投票率向上のために、高等学校への出前授業を含め、さまざまな啓発活動に取り組みたいと考えております。

以上です。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○5番（二宮由子君） 御答弁をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、順次再質問させていただきます。

まず初めに、（仮称）東大和市総合福祉センターについての平成28年10月開設に向けての進捗状況の施設整備等の状況はについてです。

今市長の御答弁ですと、7月の末ですか、竣工予定という御答弁ですけども、施設見学などというのは、7月の竣工以降、いつごろから、7月の末に竣工ですから8月ぐらいからになるのでしょうか。いつごろから可能なのか伺います。



○福祉推進課長（尾又斉夫君） （仮称）東大和市総合福祉センターの先ほど御答弁ございましたとおり、7月末の竣工予定でございます。竣工後につきましては、東京都の工事検査や備品等の納入が予定されてございます。したがって、内覧等につきましては、今後、事業実施者と調整を図っていく必要がございますが、現時点では9月中旬以降の見込みでございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 今の御答弁、その内覧ですか、施設見学でしょうか、9月中旬以降ということですが、その10月に施設開設が予定をされていますので、その間、2週間ぐらいでしょうか。その期間で、さまざまな事業、特にみのり福祉園で実施をされている事業が、総合福祉センターに移行されるに当たりまして、利用者の方々に施設内での活動を事前に体験をしていただくなど、そういったこと、内覧だけではなくて、実際に体験をしていただくことで、新しい施設の不安が少しでも取り除かれて、スムーズな移行が進むのではないかとこのように思っています。

そこで、この施設見学、内覧でしょうか——とあわせて、備品など全てが設置された段階は、9月の中旬以降ということですが、施設内で活動内容を確認する施設体験ということが、そういう機会を設けていただけるかどうか伺いたいと思います。

○みのり福祉園長（石川伸治君） ことしの夏ごろからではございますが、事業実施者の職員がみのり福祉園の中で、みのり福祉園の職員と一緒に利用者への支援業務を行う予定でございます。利用者の皆様の施設体験につきましては、まだ時期は未定ではございますが、事業実施者の了解を得まして、みのり福祉園の引き継ぎ業務の中で、新しい施設の見学やトイレなどの使い方、移行後の活動シミュレーションなどを確認する機会を設けることで、利用者にも少しでも新しい施設になじんでいただき、不安を取り除くことができるようにと考えております。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 今の御答弁から、ことしの夏ごろからということ、竣工後、全てみのり福祉園ということですね。新しい総合福祉センターの施設内ということじゃないですね。みのり福祉園で事業実施者の方が、移行業務がスムーズに進むようにさまざま引き継ぎが行われ、利用者の方とも顔と顔を合わせて信頼関係をつくるためにということですね。

先ほどトイレの施設内の設備に関しましても、事前に触れさせていただくということなんですが、新しい施設への不安というのは、もちろん設備、トイレなどの設備もそうなんですが、実際にその総合福祉センターで活動が本当にスムーズにできるかということが、一番不安の材料だと思うんです。なので、ぜひとも施設見学ですか、施設見学とあわせて施設の中を体験、実際に触れて、今後活動することが実際に自分でできるように、体験できるようなというんでしょうか、そういう形の取り組みを行っていただきたいんですが、夏、9月以降ですね、中旬以降、2週間の間なんですけれども、これどのぐらい、例えば体験をしていただける、施設事業者の方と調整を図っていただいて、体験をじゃやりましたと決まった場合に、このシミュレーションというんでしょうか、活動を大体何回ぐらいしていただけるんでしょうか。というのも、やはり1回だけだと、その施設見学へ行きました、1回体験しました、はい体験済みですというよりも、やはり複数回体験をしていただくことによって、徐々に徐々に慣れていくんだと思うので、その想定される回数を伺います。

○みのり福祉園長（石川伸治君） 移行後の移動、活動等のシミュレーションでございますけれども、回数につきましては、利用者の不安を取り除くということが主眼でございますので、できる限りその機会を設けて不安

を取り除いていくというふうに対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○5番（二宮由子君）　そうですね、できる限りお願いしたいと思います。

その活動シミュレーションなんですけれども、例えば1日中でなくても、その機械が本当に稼働するかということも、施設内ではしっかりと見ていただかなければならないと思いますので、例えば午前中ですとか、あと午後だけですとか、あとは10月、間近になった場合には1日体験するですとか、そういった徐々に徐々に慣れていただくような配慮もしていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

施設整備の状況について伺っておりますので、平成26年9月の（仮称）総合福祉センター、基本設計から詳細をちょっと確認させていただきたいと思えます。

まず、1階の駐車場についてです。基本設計では、施設の東側でしょうか、平置きで13台が整備されます。駐車場に関しては、以前より送迎バスや自家用車などの乗降場などに、雨が降ったときですか、雨天時に対応できる屋根が欲しいという要望が出ておりましたが、基本設計上、私が見る限りでは、駐車場にこの屋根の設置など確認することができなかつたので、雨天時の車の状況の際の対応に対してはどのように検討されたのか伺います。

○福祉推進課長（尾又斉夫君）　現在、駐車場には全てを覆い尽くすような、そのような屋根は設置してございません。しかし、駐車場に面しました建物に沿った通路がございますが、こちらの上にひさしということで整備されてございます。今後どのような対応が可能であるかということは、事業実施者と調整していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君）　現状、歩行者通路ですか、歩行者専用通路みたいなところにひさしが、この設計上ではあるんですが、どのような対応ができるかということは調整ということなんですけれども、例えば車を駐車する後部座席ぐらまでひさしを延ばしていただけるということも一応検討材料として、調整されるということなんです、どうなんでしょうか。いかがなものなんでしょうか。例えば1台1台に自宅にある駐車場の屋根、戸建て住宅の駐車場の屋根のような1台1台になると、やはり傘になってしまうので、水が落ちてしまって、車の乗降どきにぬれてしまうという現象があると思うんです。ですので、歩行者用通路のひさしから全ての面に、全ての車に対応できるような形で、ひさしを延ばしていただくような形で調整ができるのかどうか、再度伺いたいと思えます。

○福祉推進課長（尾又斉夫君）　総合福祉センターを利用されます皆様、駐車場から入り口まで、できるだけ雨にぬれないようなこと、そういった形でどのようなことが可能であるかというようなことを含めまして、事業実施者と調整していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君）　ちょっとしつこいようなんですが、調整されるということは、していただけるという認識でよいのでしょうか。確認させてください。調整ですからね、こちらがお願いしても、ちょっとデザイン的に無理だとか、金額的に無理だとかいろいろあるんでしょうけれども、市の思いとしては、この部分というのは非常に私、大切だと思いますので、その点について改めて伺いたいと思えます。

○福祉推進課長（尾又斉夫君）　また、現在ひさしということで、コンクリート打ちで、まずつくるような形になってございます。それにどのような形で雨よけということのできるかということ、工夫とかそういったこと

を含めましての調整を図ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） ぜひ、工夫していただいて、しかも後づけになりますから、例えば大雪が降ったときに後づけのものがとれてしまって、車に損害してしまうと困りますので、そういった点も含めた形でしっかりと対応していただきたいと思います。

次に、エレベーターについてです。11人乗りで1カ所となっております。この庁舎内のエレベーターも、実は11人乗りなんです。車椅子を御利用された方が、お二人いらしたとき、介助者の方と一緒にお二人同時に乗るのは、庁舎内のエレベーターに関して申し上げれば、大きさにちょっと難しいような感じがします。また、その総合福祉センターでは、この基本設計を見させていただき限り、生活介護などの活動場所が2階に設けられておりますので、当然車椅子を御利用される方ですとか、またストレッチャーを御利用される方が、エレベーターを利用するというを前提に、踏まえた形で検討した結果が、11人乗りの1カ所になったと思うんです。そうすると、私としては以前から2カ所ぐらい、この総合福祉センターには、エレベーターは2カ所設置してほしいという市民の要望もあったように、しかしながら11人乗りの1カ所になったという設置の経緯を伺うのとあわせて、この基本設計上のエレベーターの詳細ですか、あとその1台で対応するので、朝や夕方、エレベーターを待つ方の混雑というのが非常に懸念される事項なんですけれども、その場合はどのように対応されるかについて、あわせて伺いたいと思います。

○みのり福祉園長（石川伸治君） 障害棟でございますエレベーターは、11人乗りの寝台用、ストレッチャーを使えるというものでございます。車椅子の大きさにもよりますが、通常では2台から3台入ることになります。エレベーターは前後に扉が付きまして、1階と2階で開く扉の向きを変えることにより、車椅子の方がエレベーターに転回を必要としない配慮も行っております。

朝夕のエレベーターを待つ方の対応についてでございますけれども、現在、みのり福祉園に通園をしている生活介護の対象者の方で、車椅子を利用されてる方が約11人ほどいらっしゃいますが、総合センターにおきましては、生活介護事業では送迎バスで時間をずらして対応する予定でありますことから、運営上、支障がないというふうに考えております。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） エレベーター内で、転回しないように配慮され——一方通行ということなんでしょうか。配慮されているので、車椅子も2台から3台、結局ストレッチャーが入るように長方形の形ということですよ、正方形ではなくて——というエレベーターで対応されているということですか。

また、その混雑時の対応として、今の御答弁からすると、送迎バスの時間をずらして対応されるということなんですけれども、その生活介護の11名の方が車椅子を御利用されるということですが、これ全ての皆さんが送迎バスを活用されているという認識でいいんですか。それとも、直接来られる方というのもしゃりと思うんですが、場所がお近くにあつて直接来られるですとか、あと歩いて来られるとか、まあ歩いてというか、保護者の方が直接利用者の方を連れてきてくださるかということもあるかと思うんですが、そういったバスの到着時と直接来られる方との時間のずれというんでしょうか、時間帯が同じにならないように対応されるということなんでしょうか、再度伺います。

○みのり福祉園長（石川伸治君） 現在のみのり福祉園では、直接保護者のほうでお送りいただく方もいらっしゃいます。通常、生活介護につきましては、9時半からの事業開始ということになりますので、それまでにお

送りいただくということになります。バスにつきましては、やはり保護者等の話し合いをしまして、到着時間等の確認等をさせていただいて調整させていただいておりますので、その意味では重ならないで対応していくということは可能であるというふうに考えております。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） いろいろと対応されているということですが、さまざま交通事情もありますし、雨の日の対応ですとかいろいろありますけれども、その万が一、エレベーターを待つ混雑があった場合にも、迅速な対応をしていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、事業概要についてです。

（仮称）東大和市総合福祉センター基本計画に基づいて、必須事業ですか、10の事業について実施するというふうに市長答弁がありました。そこで、その10の事業の中から詳細を確認させていただきますので、まず基本計画の①にあります障害者相談支援事業について伺います。

平成27年4月より、障害福祉サービスの利用を希望される場合、サービスなど利用計画の作成が必須となりました。計画相談支援というものを、今現在、みのり福祉園などで実施されておりますが、みのり福祉園での現状なんですけれども、計画相談件数と、あと担当者の人数を伺うのとあわせて、新たな施設、移行した際の対応について伺いたいと思います。

○みのり福祉園長（石川伸治君） まず、みのり福祉園での計画相談の件数でございますが、平成28年2月末日現在で約170件でございます。担当職員の数につきましては、正規職員2名で対応しております。新たな施設へ移行した際の対応でございますが、地域活動センター事業も含め5名から6名程度で相談支援を実施することを想定しております。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 2月末現在で170件を、正規職員2名の方で対応されてるという御答弁ですけれども、介護保険関連の介護支援相談員が受け持つケースというのは、それに比べると非常に件数的に多いんじゃないのかなというふうに思うんです。170件を正規職員2名ですから、お一人85件ぐらいですか、計算すると。ですので、非常に多いというふうには私は思います。障害種別やケースによっても、相談にかかる時間に違いがありますけれども、計画作成やプランを作成したりですとか、また御利用される方の意向を伺いながら、サービスを提供されてる事業所からも、その状況を伺うですとか、効果や必要性を判断して計画の見直しを行うモニタリングなども、現状の件数に対して170件で、お二人にとっては非常に相談支援員の仕事量が多くて、非常に負担が大きいように感じます。移行後は、御答弁で活動支援センター事業も含めて5名から6名と福祉相談支援員の方を、これは増員をしていただけるという判断でよろしいのでしょうか。ということは、今よりも体制が強化をされます。相談支援員の方にとっては体制が強化されるんですけども、それでは利用者にとってはどうなんだという視点から質問したいんですが、移行後の利用日ですとか利用時間など、相談しやすい体制となっているのか確認させていただきます。

○障害福祉課長（小川則之君） 相談支援にかかる移行後の相談支援の時間等ですが、移行後は地域活動支援センターの退所時間を週2日ほど午後6時半までとして、土曜日毎月2回ほど開所するという予定でございますので、相談支援も利用しやすい体制になるものというふうに考えております。

以上です。

○5番（二宮由子君） 利用者にとっても、あと相談支援の方にとっても、やりやすい状況になるというふうな

認識でいいですね。

じゃ、次です。②の就労生活支援センターについて伺います。

現在、市が実施している障害者就労支援室の登録者数を伺うのと、相談員体制を伺いたいのと、あわせて基本計画では利用者が仕事帰りに相談できるように、開所時間が午前9時から午後7時までの間で設定し、週末のうち1日は相談できるように努めるとありますが、その相談日時、また事業の詳細を伺いたいと思います。加えて、障害者就労支援室の相談員の方々への新しくセンターへ移行後の対応についても伺いたいと思います。

○障害福祉課長（小川則之君） 就労支援センターについての御質疑でございます。現在の就労支援室への登録者数は約120名、平成28年1月末現在で120名でございます。支援員は、市の嘱託職員が3名で当たっております。移行後につきましては、地域活動支援センターと同様に、開所時間を週2日ほど午後6時半までとして、土曜日も月2回ほど開所するという予定でございます。支援員は、現在3名おりますが、それに加えて地域開拓コーディネーターというような役割で、市内及び近隣の企業開拓等も行うというような方を、1名加えて配置するというようなことを考えております。

それから、現在の就労支援室の支援員さんにつきましては、継続を希望される方につきましては、事業実施者の職員募集に応募していただくというような形になります。

以上です。

○5番（二宮由子君） 現在は相談員の数、3名で対応されているということで、地域開拓コーディネーターで—という方を配置して、支援内容を充実していただけるということなんですけども、今市内企業の開拓というふうにおっしゃってましたけども、地域開拓コーディネーターの詳細を伺いたいと思います。

○障害福祉課長（小川則之君） 新たに配置する地域開拓コーディネーターにつきましては、就労希望者の掘り起こし、例えば今、作業所に通っているような方に対するアプローチ、それからまだ障害者を雇用していないような企業へのアプローチ等を主な業務として行う支援員です。ほかの3名と一緒に就労支援を行うということで、トータルとして就労支援サービスの質の向上につながるというふうに考えております。

以上です。

○5番（二宮由子君） 今の御答弁からすると、相談支援事業としては1名増員されたという認識ですよ。そのように認識を、地域開拓コーディネーターも含め、3名プラス1名の4名でスタートされるという認識でいいですよ。

○障害福祉課長（小川則之君） 就労生活支援センターの職員配置ということになります。

以上です。

○5番（二宮由子君） わかりました。就労生活支援センターの職員として4名になったということで。

次に、じゃ③の生活介護について伺います。

常に介護を要する障害者の方が、日中活動の場として現在のみり福祉園で実施されている活動内容は、移行後も継続されるのか伺いたいと思います。また、その基本計画では通所者の特性に応じたサービスを提供して、明るく安全な最新の機能を取り入れた施設において、さまざまな工夫を凝らした活動を行うというふうに明記されておりますが、具体的にどのような工夫がされた活動内容なのか、詳細を伺いたいと思います。

○のみり福祉園長（石川伸治君） 総合センターへの移行後の生活介護についての活動内容でございますが、健康運動、社会生活活動、創作的活動、レクリエーション、音楽療法、ダンス、造形、理学療法、作業療法など、現在のみり福祉園で実施している活動につきまして、必要なものを積極的に取り入れていくということを予定し

ております。みのり福祉園で実施しております引き継ぎ業務の個別面談等でも、保護者等の御意見を伺いながら、今後調整していきたいというふうに考えております。また、みのり福祉園で実施できなかった入浴サービスの提供を取り入れるなど、通所者の特性に応じたサービスや活動も、提供していくことを予定しております。以上でございます。

○5番（二宮由子君） 現状、その実施している活動内容で、必要なものは積極的に取り入れていただけるということと、また新たに入浴サービスですか——も始めていただけるということですので、ぜひとも今後とも事業実施者との調整のほう、よろしく願いいたします。

また、生活介護の定員についてなんですけれど、平成25年の4月に市と事業実施者との間で取り交わされた協定書では、生活介護事業の定員が50名というふうになっています。現在、みのり福祉園での生活介護の事業利用者の利用者数というのを伺うのとあわせて、今のみのり福祉園で生活介護事業を利用されてる全ての方が移行を希望されてるのかどうか、伺いたいと思います。

○みのり福祉園長（石川伸治君） みのり福祉園の生活介護利用者でございますけども、現在33名の定員のところ31名の方が御利用されております。生活介護の利用者につきましては、現在のところほかの事業所に移りたいという意向は伺ってはおりません。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 31名の全員の方が総合福祉センターを希望されているという御答弁ですが、ということは、この10月開設時の利用者というんでしょうか、31名で新たな総合福祉センターでは生活介護事業をスタートするという認識でよいのか、確認をさせていただきたいんです。というのも、先日、代表質問で、卒業利用者への影響を伺った際に、3月卒業生の方がみのり福祉園で実習されているという御答弁もありましたので、10月開設時のスタートの人数を伺うのと、職員体制ですね、定員が50名ですから、職員は定員の50名に合わせた人数で対応していただけるのかどうか伺いたいと思います。

○みのり福祉園長（石川伸治君） 現在、みのり福祉園に通園されている生活介護事業の利用者の皆様のほかに、他の事業所等からも御希望も含めた人数でスタートすることを想定しております。

以上でございます。

○障害福祉課長（小川則之君） 生活介護の職員体制でございますが、事業所指定上の基準がございますので、それを満たすという形で対応していくということになります。

以上です。

○5番（二宮由子君） 今伺った生活介護の利用者についてなんですけども、皆さん全員、総合福祉センターのほうに希望されているということなんですけども、それ以外、生活介護以外の例えばこの後伺う就労継続支援B型を御利用されてる方で、ほかの事業所を希望されてる方というのはいらっしゃるんでしょうか。また、その対応についてもあわせて伺います。

○みのり福祉園長（石川伸治君） 就労継続支援B型事業の利用者につきましては、他の事業所のほうに移行したいという意向は伺っております。現在みのり福祉園で実施しております事業実施者による引き継ぎ業務で、保護者及び利用者との面談を行っております。その中で保護者及び利用者の移行に対する不安を、できるだけ取り除いていくよう対応を行ってるところでございます。それで、他の事業所を希望される方につきましては、みのり福祉園の担当職員、相談支援事業の職員、障害福祉課及び事業所とも連携をとりまして、円滑に他の事業所に移行できるよう対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○5番(二宮由子君) 全員が希望されていないということなんですけれども、移行への不安というんでしょうか、新しい施設に対する御不安もあって、そのほかの事業所を御希望されてる方もいらっしゃいますので、その御希望に沿う形での円滑な対応をお願いしたいと思います。

次に、④の就労継続支援B型についてなんです。一般企業でのこの就労継続支援B型というのは、一般企業への就労が困難な障害者の方に就労の機会を提供する事業です。そこで、みのり福祉園では現在どのような就労活動や生活活動が行われてるのか、詳細を伺います。

○みのり福祉園長(石川伸治君) 就労継続支援B型の就労活動でございますが、ショッピングバッグの制作を中心といたしました屋内作業とアルミ缶回収、市からの受託作業の公園清掃、またアルミ缶の選別作業を行っております。また陶芸、革細工、野菜等の10製品を福祉祭等で販売もしております。また生活活動でございますが、月1回の体重測定、定期健康診断、年に1回の宿泊実習及び1日園外実習等を行っております。またクラブ活動といたしまして、音楽、散歩、スポーツのうち1クラブを利用者が自主的に選択して、活動等も行ってまいります。

以上でございます。

○副議長(中間建二君) ここで10分間休憩いたします。

午後 3時39分 休憩

---

午後 3時50分 開議

○副議長(中間建二君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○5番(二宮由子君) 今御答弁をいただきました、今現在みのり福祉園で活動されてる内容というのが、ショッピングバッグの制作ですとか公園清掃などだというふうに伺いました。現状、長年みのり福祉園で活動されてる利用者の方々にとって、新たな施設での活動というのが、基本設計では1階はクリーニング、あとパン工房ですか、あと調理室、また3階では園芸ですとか染色など、その活動内容というのが大幅に変更されるのが基本設計上でもわかると思います。もちろんその活動内容が変わるといことで、工賃が引き上げられて、その工賃が上がることによって働く喜びですとか、今の状況が一番ベストだというふうに思っておりませんので、障害者の方々地域で生活できるような、生活の保障にもその工賃が上がるということとはつながりますので、大変に喜ばしいことだというふうには思っております。

しかしながら、その活動内容が余りにも大幅に変わってしまうことによって、その利用者の方の不安が、混乱やストレスからパニック状態を引き起こしてしまうという不安定な状態というんですか、そういったものを引き起こしてしまうおそれというものが十分に考えられます。また、みのり福祉園から、開園から30年以上、経過をしていると思うんですが、その開設当初から利用されている方にとってみると、高齢化などの課題というものが、それを受けて昨年10月から送迎サービスの実施を市もされてるように、高齢化への対策を市も講じてきました。

そこで、総合福祉センターの就労継続支援B型の活動内容というのは、高齢化に対応した利用者負担のかからないよう配慮されているのかというのを伺うのとあわせて、新たな活動内容を決める際に、今利用者の方と事業実施者の方と面談をされてるというふうに伺っておりますが、その利用者や保護者の方の御希望がどの程度反映されるのか、伺いたいと思います。

○みのり福祉園長（石川伸治君） 現在みのり福祉園で実施しております事業実施者によります引き継ぎ業務の個別面談の際に、利用者の身体的な状況等も把握しております。今後も高齢化にも対応しながら、利用者一人一人に合った活動を提供できるよう、事業実施者とも調整を図ってまいります。また、活動内容につきましても、面談の際に利用者や保護者の意向等も確認しながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 活動内容を面談で個別に、一人一人に合った対応をしていただけるということなんですけども、そのクリーニングですとかパン工房ですとか調理室など、一度この活動が決まった状況で、やはり何回か自分がその活動をしてみて、やはりこれはどうしても合わないというのもあると思うんですね。そのときに、例えばクリーニングからパン工房へとか、パン工房から調理室へとか、調理室から園芸へとか、そのように変更できるような柔軟な対応をしていただけるのかどうか確認させていただきます。

○みのり福祉園長（石川伸治君） 活動の内容が決まりました後におきましても、活動内容の状況や利用者の適性等を鑑みながら対応していただくという形になる予定でございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 適性に応じて対応していただけるということは、変更できるような柔軟な対応をしていただけるということですね。ありがとうございます。

次に、⑤の地域活動支援センター事業についてです。

現在、実施されてる講座などについては、継続的に実施をされるのでしょうか。これは講座によっては、利用者が非常に少ない講座というのがありますけれども、その講座への対応についてもあわせて伺います。

○みのり福祉園長（石川伸治君） 現在、地域活動支援センターを利用されてる方々、また講師の方々に、総合福祉センターに移行する場合、活動を希望されるかの調査を以前させていただいております。全てが希望どおりというわけではございませんけれども、常設の講座といたしまして多くの活動を継続していけるよう事業実施者と調整を図っているところでございます。その中で、利用人数の少ない講座等につきましても、その必要性や実施内容を考慮して、またそのまま継続していけるのかどうか、その辺につきましても事業実施者と調整をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 今の御答弁からだ、その事業実施者と調整中ということは、まだどの講座を継続させて、どの講座は残念だけれども、今回は総合福祉センターのほうでは開催しないというようなことも、まだ決まっていないという認識でよいのか、改めて確認します。

○みのり福祉園長（石川伸治君） 現在、事業実施者と調整を行っているところでございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） それでは、事業実施者と調整が終了して決定いたしましたらば、みのり福祉園で実施されている講座に受講している皆さんに、ぜひとも早いうちにお知らせをしていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

次の⑥番の短期入所について伺います。

障害者の方が地域で安心して生活する上で、一時的に休息をとる際の活用ですとか、親世帯から地域での自立的な生活に向けての事前準備としての利用など、短期入所、これショートステイというんでしょうか——は以前より強く市民の方、障害当事者の方、また保護者の方から要望されていた事業です。それだけに今回、



総合福祉センター開設に当たり大いに期待されている事業の一つでもありますので、伺いたいと思います。

これ、基本計画です。基本計画の中では、対象者というのは障害者区分が1以上の障害者というふうに明記されておりますけれども、医療的ケアが必要な方への対応について伺いたいと思います。

○障害福祉課長（小川則之君） 短期入所におきましては、医療的なケアが必要な方も受け入れることとしております。ただし、短期入所では日常的に利用されていない方の利用が想定されますので、事前に丁寧なアセスメントを行った上で、個別的な対応になるものと考えております。

以上です。

○5番（二宮由子君） 事前に丁寧なアセスメントという御答弁ですけども、その医療的ケアの実施範囲ですね、一般的に医療的ケアというとたんの吸引ですとか経管栄養ですか——などが医療的ケアというふうに言われておりますけれども、どのような医療的ケア、それ以上の医療的ケアに対応していただけるのか、その実施範囲を伺いたいと思います。

○障害福祉課長（小川則之君） 医療的ケアの目安として、複雑かつ濃厚な医療的ケアではないもの、具体的には服薬管理や吸引、吸入、経管栄養等を想定しております。その前提で、事業実施者と調整をしておりますが、実務上におきましてはその都度、個々の方の状態をお聞きしながら受け入れを決めるというふうなことになるというふうに考えております。

以上です。

○5番（二宮由子君） ということは、今の御答弁だと複雑かつ濃厚な医療的ケアを有する方は受け入れていただけないという認識でよいのか、改めて確認させていただきます。

○障害福祉課長（小川則之君） そのように想定しております。

○5番（二宮由子君） わかりました。

次に、⑦の日中一時支援事業についてです。

基本計画では、主に日中活動の終了後、障害者または特別支援学校などの放課後の一時支援の場としてサービスの提供を行うとされています。また日中一時支援事業の主な目的として、レスパイトケアというの也被含まれておりますので、土日や祭日の利用ですとかトワイライト利用の対応なども検討されているのか伺います。

また、その日中一時支援事業に対する送迎に関する検討状況についても伺います。

○障害福祉課長（小川則之君） 日中一時支援の土日、祭日の御利用でございますが、対象として主に成人の方で日中活動の場がないような方、あるいは日中活動の終了後の時間帯での利用を想定しているということでございますので、土曜日や日曜日、祭日の利用は想定しておりません。

またトワイライトの利用に関しましては、日中活動の終了後から午後8時ぐらいまでの間の利用を想定して実施するということとしております。

3番目に送迎についてですが、原則送迎は行いませんが、センターの利用者の方が利用する場合に、通常の日中活動で送迎を行っている方については、終了後の送りを行うということで調整を図っております。

以上です。

○5番（二宮由子君） 土日、祭日の利用以外には、さまざまトワイライトですとか、送迎に関しても検討していただいているということなんですが、主に成人の方を対象とされているというふうに御答弁いただきましたが、基本計画では特別支援学校などの放課後の一時支援の場として、サービスを提供されるというふうに示されております。そこで、その協定書の中では定員が2名というふうになってはおりますけれども、例えば特別支援

学校などの放課後の一時支援の場として、特別支援学校ですから夏休み、春休み、いろいろ長期の休みがあると思うんですけども、例えば成人以外の特別支援学校の方も受け入れてくださるとなると、夏休みなどの長期間利用への対応についても伺いたいと思います。

○障害福祉課長（小川則之君） 基本計画の作成後、放課後等デイサービスが給付事業として法定化されております。そのことから、総合福祉センターでは、主に成人の方を対象とするということとしております。ただし、夏休み等の長期休みにおいて、障害児の方の日中の行き場についてのニーズが多いということから、センターにおいても中学生、高校生を日中一時支援として受け入れるということを想定して、事業実施者と調整しております。

以上です。

○5番（二宮由子君） 今の御答弁だと、長期間の休みがある夏休み、春休み、冬休み等は中学生、高校生は受け入れてくださるといふことの認識でよいんですね。はい、わかりました。

次に、⑨の多目的集会室についてです。

基本計画では、障害者団体、地域の方などが使用できて、可動式のパーテーションというんですか、そういったものを活用して多様な使い方ができるように整備するというふうにされています。そこで、その多目的集会室の整備状況というのを伺うのとあわせて、利用料ですとか、この多目的集会室を定期的に利用したいという団体に対する対応について伺います。

○障害福祉課長（小川則之君） まず整備状況ですが、多目的集会室は1室として利用する場合には、50名程度の方が御利用できます。また可動式パーテーションにより、2室に分けて複数団体が同時に利用することも可能としております。

次に、利用料ですが、こちらのほうは事業実施者において利用料を設定するという方向で検討していると伺っております。

3番目に、定期的な利用団体への対応ですが、のぞみ集会所の機能を移転するということを想定しておりますので、現在のぞみ集会所を利用できる団体、障害者またはその保護者等で組織する団体につきましては、無料かつ他の団体より優先的に利用できるよう事業実施者と調整を図っております。

以上です。

○5番（二宮由子君） のぞみ集会所を利用できる団体は、無料で優先的に利用できるよう調整中ということなんですけれども、私が伺っているのは定期的ですね、例えば毎月第2・第4火曜日は、ある団体がその集会室を1月から12月まで全て使いたいという定期的な、ルーチンとして、定期的に利用できるような調整をいただいているのか、それとも毎月ごとに、例えば市民センターですとか公民館のお部屋を借りるときのように、毎月のように定期的に利用する団体もお申し込みをしなければいけないのかということを確認させていただきます。

○障害福祉課長（小川則之君） 先ほど申し上げましたのぞみ集会所を利用できるような団体につきましては、他の団体に優先して利用できるというところで調整をしております、それが例えば何か月前から申し込みができるかということ、今後、事業実施者と調整をまいります。

以上です。

○5番（二宮由子君） 今現在、のぞみ集会所を利用されてる団体の中では、ボランティアさんの方が、例えばお部屋をとる場合には調整しなければならないという団体もございまして、できましたら定期的に、この曜日は必ずこの団体が使いますというようなことがわかれば、1枚の書面で例えば1年間有効ですとか、そう

いった形で利用させていただくように調整をお願いしたいと思います。

次に、今後の課題はについてです。

(仮称)総合福祉センターを、障害者の地域生活支援の中心的な役割を担うものと位置づけているというふうな御答弁をいただきました。基本計画の中では、災害時の避難施設として二次避難所、これは福祉避難所というのでしょうか——として指定を受けるというふうに示されています。福祉避難所というのは、高齢者ですとか障害者の方、妊産婦の方、乳幼児などの一般的な避難所では生活に支障を来す方々への特別な配慮が図られた避難所として整備が進められます。既に東大和市の中で指定されている福祉避難所は、老人福祉施設が多くて障害者支援施設での指定は市内では初めとなりますので、さまざまなニーズに対応できる施設として大いに期待ができると思います。そこで、その災害時の対応を何うのと、福祉避難所開設運営マニュアルですとか、そういったものの整備状況について伺いたいと思います。

○福祉推進課長(尾又斉夫君) (仮称)総合福祉センターにおきましては、二次避難所——いわゆる福祉避難所ですね、こちらとして提供していただける施設として検討しております。市では現在、二次避難所としまして、ただいま議員のほうからございましたとおり市内では初めてとなります。それで、市外で知的障害者施設、こちら東村山市にございますさやま園というのがございます。こちらを含めまして、11施設と協定を締結して対応してるところでございます。今後、二次避難所として提供していただくに当たりまして、運営方法、マニュアル等を含めて事業実施者と調整してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○5番(二宮由子君) その事業実施者と、二次避難所としての協定も締結しなければならないんですよ。ぜひその際に、福祉避難所として円滑に運営、また開設というんでしょうか——ができるような、マニュアルなどもしっかり整備されてるかどうかの確認もしていただけるようお願いいたします。

次のみのり福祉園利用者及び保護者の方々への対応についてに移ります。

まず、現状はについてです。

昨年の10月から、御答弁だと事業実施者による引き継ぎ業務として、生活介護事業ですとか就労継続支援B型の利用者と保護者の方との個別面談が実施されているという御答弁をいただきました。そこで、個別面談の現状の進捗状況ですね、昨年10月から行っておりますから、もう大分年月もたっておりますので、どのぐらい個別面談が行われているのかの進捗状況を何うのとあわせて、利用者の方の状況ですとか課題などを個別面談の際に直接お伝えをしているわけですので、個々の状況をしっかりと担当者の方は把握していただくのが個別面談だというふうには私は思っております。担当されているこの事業実施者の方には、今後ぜひとも総合福祉センターに携わっていただきたいと思うのですが、人員の配置状況について把握されているようでしたら伺います。

○みのり福祉園長(石川伸治君) 個別面談の進捗状況でございますけれども、ことしの2月までに約8割弱の方の面談は終了しております。3月に全員の面談を終了する予定でございます。また総合福祉センター移行後も、支援にかかわる、携わる職員が担当することが、利用者との信頼関係の構築につながるというふうに認識しておりますけれども、総合福祉センターの人員配置につきましては、事業実施者が決定することになります。

以上でございます。

○5番(二宮由子君) 3月までに全員の面談が終了する、そういう予定だという御答弁でしたけれども、その個別面談ですか、限られた時間の中での1回の面談だけでは、保護者の方なり利用者の方なり、お伝えできな

いという課題だとか、面談後はこれも言い忘れたという思いもあると思うんですね。そこで、その利用者や保護者の方から、御希望があれば3月までに第1回目が終了されるということですので、3月以降、2回目の面談というものは、御希望があれば実施していただけるような対応を図っていただけるのか伺います。

**○みのり福祉園長（石川伸治君）** 平成28年4月から、事業実施者によりまず引き継ぎ業務を実施してまいります。その中で、2回目の面談を実施することを予定しております。ですので、1回目の面談で伝え切れなかったこと等、確認することができるというふうに考えております。

以上でございます。

**○5番（二宮由子君）** ぜひ、その面談によって、これからの今後の活動の内容も決まるというふうに伺っておりますので、ぜひ保護者の方の思いですとか、利用者の方の思いなどもしっかりと受けとめていただけるように、2回もしくはもう一度という御希望に、ぜひとも柔軟な対応をしていただけたらというふうに思います。

人員配置についてですけれども、御答弁では事業実施者が決定されますということなのですが、その個別面談を担当された方が、本来であればセンターに携わっていただけるような体制こそが、個々の状況ですとか課題ですとか、直接面談で顔を合わせてお伝えしていることによって、利用者の方、そして保護者の方々と事業実施者の担当者の方の間でお互いを理解し合うというんですか、そういった関係性が構築されて、新しいところで利用者の方が本当に大丈夫なんだろうとか、今後、自分は新しいところに移って活動できるのかどうかという、そういった御心配、漠然とした不安なんですけれども、そういったものが解消されて、安心して御利用いただける施設になるんだというふうに思っております。人力的配置については、先ほど来、御答弁の中で事業実施者が決定されているということですので、改めて伺いたいのですが、総合福祉センターの責任者となるセンター長というんですか、施設長というんでしょうか、その方はもう既に決まっているのかどうか伺います。

**○みのり福祉園長（石川伸治君）** 事業実施者のほうからは、総合福祉センターの施設長は、現在のところ決まっていないという話を伺っております。今後、施設長が決まり次第、報告していただくということになっております。

以上でございます。

**○5番（二宮由子君）** 10月開設予定ですので、きょう3月1日ですから残り7カ月ですよね。今まで市としても、事業実施者の方と施設運営などに関して何度となく協議、また調整の場を設けていただいておりますけれども、その際、総合福祉センターの責任者というんですか、施設長というんですか、ぜひとも一緒に協議をしていただきたいですし、今後のこの施設運営に関してね。いただきたいですし、またその利用者であったり保護者の方々と個別面談の際には、センターに従事していただく職員の方に直接お話を聞いていただくことで、もう繰り返しになりますけれども、皆さんの不安が解消されるというふうに思います。

そこで、センター長ですか、センターの施設長はまだ決まっていらっしゃらないということですが、先ほどから伺っている面談を担当された方というのは、総合福祉センターに携わっていただけるのか、確認をさせていただきます。

**○みのり福祉園長（石川伸治君）** 事業実施者のほうからは、総合福祉センターに従事する職員が決まっているという話は伺っておりません。市といたしましては、そのような御要望がありますことを事業実施者のほうにお伝えいたしますけれども、総合福祉センターの人員配置につきましては、事業実施者が決定することになりますので——というふうに考えております。

以上でございます。

○5番(二宮由子君) 今の御答弁だと、施設長は決まっていなくて、職員も決まっていなくて。ということは、現状、人員配置について誰が、じゃ総合福祉センターで従事されるのか、何にも決まってないということですよ。少なからずとも、その事業実施者のほうから報告がないということは、市は把握されてないということですから、私、一般質問、今回させていただくのに、質問通告を提出した後に、ハローワークの求人の情報というのを調べてみたんです。そうしますと、施設長候補、管理者候補、サービス管理責任者、相談支援専門員、生活相談員、看護師、臨床心理士など求人案内が掲載されていました。これ総合福祉センターの求人案内です。実施者の求人案内です。2月17日の水曜日に、桜が丘市民センターで面接が予定となっているというふうに詳細が書かれています。今、介護ですとか保育ですとか、福祉を担う人材が不足してるというのが深刻化しています。これはもう日本全国的にそうです。人材の確保が重大な課題となってる中で求人ですので、市としても、ぜひともこの状況を把握していただく必要があるのではないかと思いますので、2月17日の水曜日の面接の状況など、おわかりでしたら教えてください。

○障害福祉課長(小川則之君) 事業実施者からは、ハローワークに求人登録したこと及び面接を行うということは何っておりますが、総合福祉センターの職員募集の詳細につきましては何っておりません。

以上です。

○5番(二宮由子君) 私も先ほど申し上げたように、非常に人材が不足しているということが深刻化されておりますので、ぜひ伺ってください。お願いします。こういった状況であったのか、あと施設長に関してもそうですし、市として障害福祉の中核施設として担っていただく障害福祉センターですので、ぜひそれは市の責任として、職員配置の件に関しましてもしっかりと調整をしていただくようお願いいたします。

次に、意見及び要望等についてです。

保護者の方々から、さまざまな意見や要望をいただいているということです。そこで、それぞれ個別の要望などたくさんあるかと思いますが、保護者の方々から特に多かった御意見、また御要望について伺うのとあわせて、その御意見に対してどのような対応が図られたのかを伺います。

○みのり福祉園長(石川伸治君) まず施設整備についてでございますけれども、就労継続支援B型事業の保護者から、ロッカールームやリラックスルームの設置につきましての要望等がございました。これに対しましては、保護者からの意向を反映させていただき、対応したものとなっております。また、就労継続支援B型事業の送迎サービスについてでございますが、総合福祉センターに移行後も実施していただきたいとの要望等もいただいておりますことから、総合福祉センターでの実施につきましても、現在みのり福祉園が実施している基準を参考にしながら、行っていただくことを事業実施者と調整を図っているところでございます。

以上でございます。

○5番(二宮由子君) 保護者の御要望を受けて、施設整備ですとか送迎サービスですか——の反映していただいているということですので、ぜひ今後とも保護者の方からの御要望に対しては柔軟に対応していただいて、施設実施者の方と協議、調整を事業実施者です、調整をお願いしたいと思います。

次に、移行に向けてのスケジュールはについてです。

これ9月末までの間で引き継ぎ業務を行って、移行業務を円滑に進めるという御答弁ですけども、ここで言う移行業務を円滑に進めるというのは、みのり福祉園の職員の方と事業実施者の方との引き継ぎですので、滞りなく円滑に進めていただくのは、事業引き継ぎということですので、それは当然のことだと思うんですが、

一方で利用者の方々は、先日、みのり福祉園での最後のみのり祭が終了したこともあり、その新しい施設への期待と不安というのが日増しに大きくなっているのだというふうに思います。

そこで、その新しい施設への利用者の不安を少しでも取り除くためにも、その10月開設に向けた移行スケジュール、先ほどその移行後の活動シミュレーションですか——などを確認する機会を設けていただけるといふことですので、その活動シミュレーションを、いつごろどういった形で、内容的にはこういう内容で、細かいことだと思ふんです。細かいことまで記載していただきたいんですが、そういった日程などを明記したスケジュールなどを作成していただいて、現在みのり福祉園を利用されてる皆さんにお示ししていただけたらば、そのスケジュールを見れば、自分はじゃあしたこういうことをするんだ、また来週はこういった移行事業の体験ができるんだというふうに、新しい施設に向けての希望というんでしょうか、そういうものも、そのスケジュールを確認しながらできるかと思ふます。それによって、その漠然とした新しい施設への不安というのは改善されると思ふますので、ぜひともそのスケジュールを作成していただきたいのとあわせて、その10月のセンター開設後の混乱というものが、新しい施設にはさまざま混乱があると思ふますね。もちろん職員の方も新しいですし、その施設利用者の方も新たな施設ですので、さまざま行き来ですとか、いろんな点で混乱が生じると思ふます。その混乱を少しでも緩和できるように、一定の期間、みのり福祉園の正規職員の方を配置していただくことなどの配慮が必要ではないかというふうに思っています。ぜひ、みのり福祉園の正規職員の方の配置をしていただきたいのと、また移行後の今現在、嘱託員ですとか臨時職員の方の対応もあわせて伺います。

○みのり福祉園長（石川伸治君） 平成28年度に入りましてから、総合福祉センターの開設に向けた移行スケジュール、また施設見学、体験学習等の詳細の予定につきましては、事業実施者と調整を行いまして、決定次第、利用者や保護者にお示ししたいというふうに考えております。

また、正規職員の配置についてでございますけれども、9月までは事業実施者により円滑な引き継ぎを実施していただき、10月から事業実施者の費用として行っていただくというふうに考えているところでございます。また、嘱託員や臨職員で平成28年10月以降、総合福祉センターでの勤務を希望される方は、事業実施者により職員募集に応募していただくという形になります。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 今の御答弁からすると、10月から事業実施者の事業として行っていただくということは、一定の期間であっても10月以降はみのり福祉園の職員の配置のお考えはないという認識でよいのか確認をさせていただきたいのと、あと嘱託員、臨時職員の中で、総合福祉センターへの勤務を御希望されてる方が現時点で何名ぐらいいらっしゃるのか、おわかりでしたら教えてください。

○福祉部長（吉沢寿子君） 現在のみのり福祉園の正職員が、10月以降も総合福祉センターのほうでというような、今お話いただきましたけれども、それについては考えておりません。

それから、現在の嘱託員、臨時職員が総合福祉センターのほうで勤務を希望している方がいらっしゃるかどうかでございますが、それにつきましては、私ども市といたしましては把握はしていない状況でございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 人員の配置に関しては、もう特に市は全く把握の必要はないというふうな認識でよいのでしょうか、伺います。

○福祉部長（吉沢寿子君） もちろん人員の配置につきましては、きちんと国の基準等にとった職員配置がなされなければ指定事業者としては運営できませんので、その部分などにつきましては把握をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 私は、一定の期間、みのり福祉園の職員の方を配置していただくということは、その利用者の方と職員の方、また保護者の方と職員の方との間で、長い年月をかけて積み上げてきた顔のわかる関係性というんでしょうか、そういうことが信頼関係の構築につながって、新たな施設でも、ただ見守っていただくだけという方でも、見守っていただくだけで安心ができて頼りになるというんでしょうか、そういう存在として新たな施設に対する利用者の不安軽減にもつながると思いますので、ぜひとも一定の期間で結構です。みのり福祉園の職員の方の配置を要望させていただきたいと思います。

次の今後の課題はということです。

長年、みのり福祉園の利用者や保護者の方々が、安心して御利用いただけるよう適切に引き継ぎ業務を実施するという御答弁でした。みのり福祉園を御利用されてる皆さん、御利用された方の中には、東大和市が責任を持って管理運営している公設の施設であるから、今まで安心して利用をされた方もいらっしゃると思います。もちろん質の高い福祉サービスが、より柔軟に提供されることが期待できる公共施設などの運営事業を民営化するという民間参入に関しては、全てとは言えませんが、進めるべき立場で申し上げますと、その事業実施者が施設運営に対して、例えば最大限に努力はしたものの、余りにも当初の見込みと収入が大幅に乖離をしまして、施設経営というんでしょうか、そういうものが行き詰まった状態が、1年ではなく多年度、複数年続いてしまった場合には、撤退という苦渋の決断をされる可能性が100%ないとは言い切れないというふうに思います。

このような事態が発生した際に、市が責任を持って事業継続の迅速な対応が必要となります。もちろん災害ですとか、事故などの不測の事態を想定した際には、地域福祉を推進するための中核施設として開設された施設内のさまざまな事業を継続させる責務として、事業実施者側のBCP——事業継続計画ですか——の策定は必須ですが、市としても円滑に代替措置が確保できるような、リスク回避のための発生被害を最小限にする迅速な対応が図れるような危機管理対策の整備といたしまして、市独自の総合福祉センター運営のBCPの策定についての御検討を伺います。

○福祉部長（吉沢寿子君） 市としての危機管理の対応についてでございますけれども、市と事業実施者との間では、協定を締結しておりまして、経営破綻等、運営の継続が困難になった場合には、協定を解除する前に市と協議をして、安定して運営能力を有する社会福祉法人のほうに事業を引き継ぐものということで、協定中に規定をしているところでございます。また災害等、不可抗力で事業の継続が困難になった場合には、事業継続の可否について市と事業実施者との間で協議するものと規定しておりますことから、協定に基づく対応を適切に行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 今の部長の御答弁だと、この協定書とおっしゃってますけど、第15条と第16条ですか——に記載されているので、協定書に基づく対応がされるので、危機管理体制は万全であるというふうな御答弁であったと認識してよいのでしょうか、確認させていただきます。

○福祉部長（吉沢寿子君） ただいま御答弁、先ほどさしていただきましたとおり、適切に協定に基づきまして

対応を図り、事業運営の安定化を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

- 5番（二宮由子君） 不測の事態が発生した場合、総合福祉センターの事業継続が可能なのかということが、利用者の皆さんが一番心配される事案でもありますので、協定書に基づく対応で事業継続を図っていただいて、危機管理対策は万全であるというふうな御答弁ですので、今後とも事業実施者に対して、協定書、第11条に基づく、この11条というのは報告書の提出などというところなんですけれども、11条に基づく経理ですとか事業状況の報告を受けまして、必要であれば情報開示をいただけるような体制整備を要望させていただきます。

次に、社会福祉協議会や市内各団体などとの連携についてです。

現状及び対応はのところで、相談支援事業や地域活動支援センター事業の中で連携強化を図っていくと、取り組んでいく予定であるというふうに御答弁がありました。この連携強化なんですけれども、具体的にどのような連携が図られるのか伺いたいと思います。

- 障害福祉課長（小川則之君） 地域活動支援センターで行う相談支援事業の1つに、地域の相談支援体制の強化を図る事業がございます。具体的には、地域の障害者支援に係る関係機関の連絡会、あるいは研修会等の開催が考えられます。また講座等の催しにつきましては、今後は市民向けの事業の実施ということも考えておりますので、これらの事業の実施に際して、社会福祉協議会や市内各団体との連携を図っていくというふうに考えております。

以上です。

- 5番（二宮由子君） 総合福祉センターというのは、主に身体障害者の方、知的障害者の方々の地域生活支援の中心的な役割を担う場として、機能することが期待されている施設ですので、関係各団体、市内の団体ですか、また社会福祉協議会なり、連携強化に御尽力いただけるよう、その事業実施者の方との調整をお願いいたします。

次の運営協議会等についての考えはです。

この事業実施者と連携が図られるよう調整されるという御答弁をいただきました。事業実施者の方と連携が図られるよう調整されるということは、今のところ施設運営を協議する場というんでしょうか、そういったものを設置する予定がないというような形の認識でいいのか、それともそういった予定はあるけれども、まだ事業実施者のほうから設置しますという報告がないということなのか、確認をさせていただきます。

- 福祉部長（吉沢寿子君） 施設運営につきましてはの連絡や調整を行う機会につきましては、事業実施者との協議の中では検討項目として挙がっておりますので、今後、事業実施者と協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

- 5番（二宮由子君） そうすると、今のような検討項目に挙がってるということは、運営協議会等、名称は何かわかりませんが、そういった運営に対する協議をする場を設置していただけるという認識でよいのでしょうか。というのも、その運営協議会ですから、さまざまな分野の方、例えば外部の方も、運営を協議する中で市内の団体の方ですとか、また近隣の方ですとか、そういった外部の方を交えた運営協議会を設置していただけるのかどうか、確認をさせていただきます。

- 福祉部長（吉沢寿子君） 事業実施者に対しましては、今後、障害者の方の地域生活支援の中心的な役割を担っていただくために、連絡や調整等の機会を設けていただけるように対応していきたいというふうに考えてお



ります。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） ちょっとしつこくなりますけれども、連絡や調整というのは、運営の協議会ではなくて、それは連絡会みたいな形になるのでしょうか。運営協議会と連絡会というのは、ちょっとニュアンス的に違うと思うんですが、どちらを検討されているのか、再度伺います。

○福祉部長（吉沢寿子君） 事業実施者が行うそういった会議の設置になりますので、そういった形態等も含めまして、事業実施者とのほうと引き続き協議をして、対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○5番（二宮由子君） ぜひ、そのときの対応の際に、さまざまな分野の方ですとか、先ほど申し上げましたように、外部の方を交えた運営協議会の設置への働きかけを行っていただきたく、要望させていただきます。

次に、今後の課題はについてです。

市内関係団体と役割分担、関係づくりが必要というふうな御答弁をいただきました。そこで、地域福祉の向上のための中心的な役割を担う社会福祉協議会と、その（仮称）総合福祉センターの役割分担についてを伺いたいと思います。

○福祉部長（吉沢寿子君） 社会福祉協議会につきましては、地域の住民の皆様が主体となって、地域福祉の向上を図ることを目的に各種事業を行っている団体でございます。一方、総合福祉センターにおきましては、障害者の地域生活支援の中心的な役割を担うという位置づけでございますので、主に障害棟のほうになりますけれども、障害福祉の分野における事業の推進や地域の市民の皆様を含めた連帯等、形成づけていく施設として機能するものと考えているところでございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） （仮称）総合福祉センターというのは、障害を中心的に、障害棟では障害を中心的にというふうにおっしゃいましたので、壇上で申し上げましたことを繰り返すようではございますが、少しちょっと申し上げたいと思うんですが、総合福祉センターというのは、市民の皆さんとの間で、長い年月をかけて協議、検討されて、一旦は財政難で延期をされた事業でもありますが、尾崎市長が就任後、再検討がされて、民間の活力を最大限に活用する民設民営方式が導入されて、ようやく10月に開設を迎えようとしています。市民の中には、施設運営に対して非常に御心配されてる方もいらっしゃると思います。そこで、私としては障害者の方や保護者の方々など、多くの方が待ち望んでいた、長い年月をかけて待ち望んでいた施設でありますので、皆さんの御心配を少しでも軽減できればと思い、今回さまざまな観点から質問させていただいております。

不測の事態が発生した場合、協定書に基づく対応を行うということで、総合福祉センターの事業は、市と協議の上で安定して運営する社会福祉協議会に引き継がれることも確認ができました。また、その各項目の中で、事業実施者と調整を図るという御答弁が多かったのが、まだ詳細が決定されていない検討項目が多くあって、要望を受け入れていただける、調整できる余地というんですか、それがまだまだあるんだというふうに私は解釈をいたしました。今後、10月開設に向けて事業実施者の方とさまざまな課題について、協議、調整を図られますが、新しい施設に対する不安を感じていらっしゃるのみり福祉園の利用者や保護者の方々への不安軽減に努めていただき、総合福祉センターの基本理念である「安心 つながり いきいき生活」ですか、それを具体的に実施する中核施設として、また地域の皆様にも親しまれる障害福祉の拠点として、ぜひ外部の方を交えた運営協議会を設けていただいて、開かれた施設運営に取り組んでいただけるよう、今後も事業実施者等の方と

しっかりと協議、調整をしていただきたく要望いたします。

今までの申し上げましたけれども、最後に市長の御見解を、この項目の最後に伺いたいと思います。

○副市長（小島昇公君） 細部にわたりまして御質疑をいただきました。総合福祉センターにつきましては、都  
有地を譲り受けて以来、およそ10年近くにわたりまして、市民の皆様のさまざまな御期待、そして御要望を受  
ける中で準備を進めて、いよいよ本年10月に開設の予定というところまでたどり着いております。施設の整備  
工事も、過日、行ってみましかつ順調に進んでおります。開設まであと半年余りという段階に来ております。

今後におきましては、ただいま担当部署から御答弁をさしていただきましたとおり、まずはみのり福祉園を  
御利用しておられました御利用者の皆様、そして保護者の皆様が安心して総合福祉センターを利用していだ  
けるよう、実施事業者と細部について調整を図ってまいりたいと考えております。移行業務を円滑に進めてい  
きたいというふうに考えております。また、地域福祉、とりわけ障害者福祉の中心的な役割を担う施設と期待  
されている施設でございますので、基本計画に基づきます必須事業でございます10の事業、こちらが着実に実  
施されるよう、今後も総合福祉センターの開設に向けまして、利用者の皆様に安心していただけるよう、事業  
実施者と緊密に調整を図ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） ぜひ、しっかりと調整の余地がありますので、協議、調整していただきたいというふう  
に思います。

続きまして、選挙管理についてです。

公職選挙法改正などに伴う市の取り組みについて、現状及び対応はというところで、市内の各高校に出向い  
たというふうな、出前授業を行ったという御答弁もありました。そこで、各高校の出前授業の内容ですか、詳  
細などについて伺います。

○選挙管理委員会事務局長（塚原健彦君） 出前授業の内容についての御質問をいただきました。昨年7月16日  
に東大和高校で出前授業を行いまして、またあす、午後、東大和南高校で予定しているところでございますが、  
基本的には同じような内容で考えております。選挙制度の沿革ですとか、高校生の皆さんですので、誰に投票  
するのか、どんなふうを選ぶのかという漠然とした不安もお抱えでございます。そんなところを含めまして、  
あるいは投票率が低いとどうになってしまうのかといったところを、パワーポイントを利用いたしまして、動画  
やクイズを織りまぜながら1時間程度実施したところでございます。

なお、東大和高校におきましては、一クラスずつ、東京都選管さんと共同で。また、あす予定しております  
東大和南高校さんにつきましては、3年生の皆さん、一堂に会してという違いはございますが、取り組む内容  
的には、あすは東大和市選管で単独で取り組みますが、内容としては同じようなものを予定しております。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 時間的には1時間ぐらいですか。パワポが使われた出前授業ということですが、  
ということは、実際に授業ということですから、1時間程度だとパワポが使われるとすると、実際に投票行動  
を試みるみたいな体験というんですか、先ほども総合福祉センター、体験というのでさまざま申し上げまし  
たけども、そういった実際に投票行動を自分でしてみるということは、今回の出前授業ではなかったのでしょ  
うか。

○選挙管理委員会事務局長（塚原健彦君） 議員さんお話しくささいましたとおり、昨年の東大和高校と、また  
あすの東大和南高校につきましては、特にこの時期でございますので、時間が非常に限られているという中で、

模擬投票というのでしょうか、そちらには至りませんでした。4月に予定されている出前事業では、模擬投票もあわせて行いたいと考えております。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） ぜひ模擬投票というのは、実際に自分で名前を書いて投票するという、体験という観点では非常に有効だと思いますので、ぜひともよろしく願いいたします。

次に、今後の課題はについてです。

投票率向上のために、高校への出前授業など、さまざまな啓発に努めてるといふ御答弁をいただきました。そこで、現在取り組まれ——各高校にはさまざま出前授業されてますけども、例えば小中学校向けの啓発活動というのは、どういうのがあるのかというのを伺うのとあわせて、今後、中学生向けの出前授業を行うというようなお考えをお持ちなのかどうか、確認させていただきます。

○選挙管理委員会事務局長（塚原健彦君） 学校におきます出前授業は、議員さんも冒頭おっしゃられたとは思いますが、いわゆる主権者教育の一環でございまして、教育現場からのオファーといったものに対応するということでございますが、近隣市では小学校、あるいは中学校の生徒会役員選挙にひっかけて、選挙制度の話をしていくという依頼を受けている事務局もでございます。そのようなお話があれば、出前授業、いわゆる主権者教育のお手伝いということで、私ども選挙管理委員会事務局の職員を生きた教材として御利用いただければ、私ども大変ありがたいと思っております。

なお、小中学校に向けては、これまでは毎年、明るい選挙推進ポスターコンクールといったものがございまして、その作品出展を通しての御協力をお願いしてきたところでございますが、中学校さん、ものによっては小学校さんでも役立てていただけたと思いますが、選挙の備品でございます記載台や投票箱などの貸し出しも積極的に行う旨、PRしていきたいと思っておりますし、中学校への主権者教育といったものも、お手伝いできる機会があれば、ぜひ取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 今までポスターコンクールなどもされている、啓発活動もされているということですが、今伺った高校3年生向けの出前授業など、市内の高校で実施されているという状況ですが、今後は中学に向けて、その記載台や投票箱の貸し出しも行いたいという、またその選挙管理委員の方が学校にも出向いてくださるということですので、ぜひとも中学生向けの出前授業なども、御依頼があるようでしたら積極的に出向いていただいて、市として積極的に主権者教育の推進に取り組んでいただきたいと思っておりますので、これは要望させていただきたいと思っております。ぜひとも、そういったことを検討いただきたく、要望いたします。

以上で、私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○副議長（中間建二君） 以上で、二宮由子議員の一般質問は終了いたしました。

---

○副議長（中間建二君） お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、これをもって延会といたします。

午後 4時45分 延会